

業 務 概 要

令和6年度版

(令和5年度実績)

高知県中央児童相談所

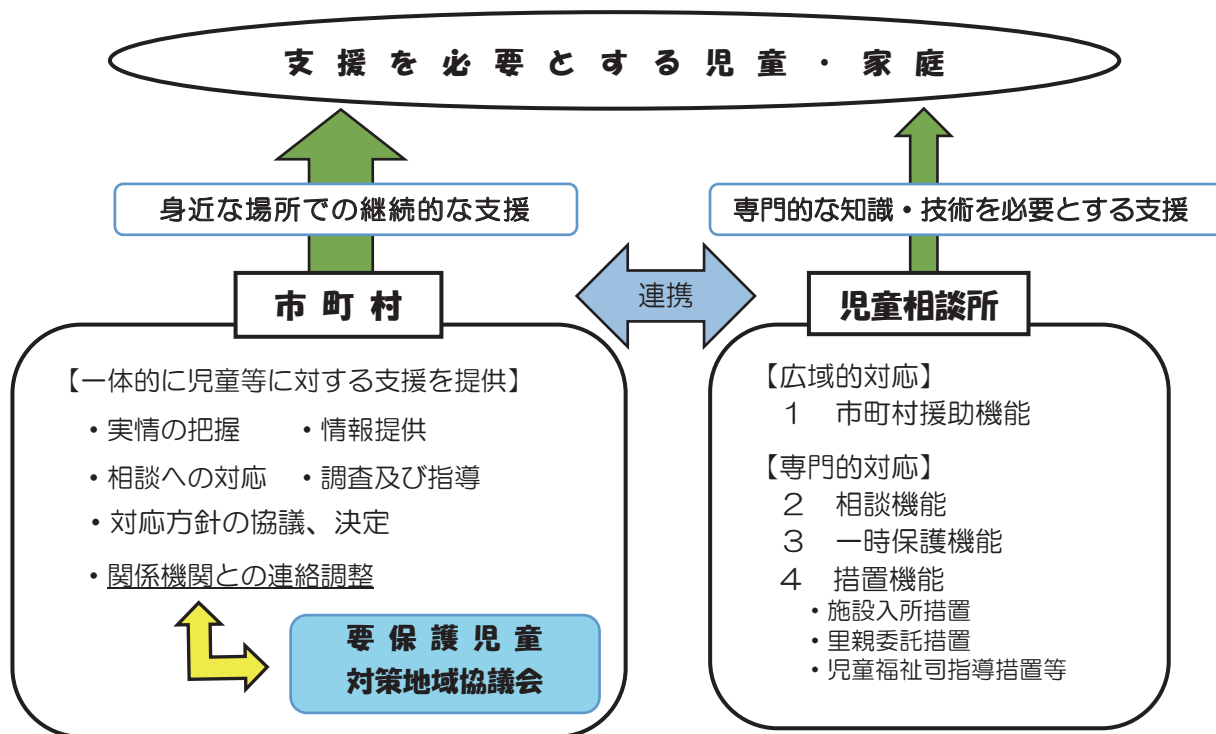
高知県幡多児童相談所

児童相談所の役割と市町村との連携

中央児童相談所及び幡多児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されている高知県の広域行政機関であり、子どもの福祉に関わる専門的な相談機関です。

県内市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童虐待対応を含む子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行っています。

身近な子育て相談へのニーズや児童虐待通告は増大しており、市町村と児童相談所が連携し、それぞれの機能を活かし、役割を分担して児童家庭問題に対応していかなければなりません。



【児童虐待対応等における児童相談所の権限・対応等】

- 1 職権による一時保護〔児童福祉法第 33 条〕
 - ・児童相談所長が一時保護を必要と認めるとき（保護者の不在や、虐待等により命の危険があると判断される場合など）は、保護者や児童本人の同意なしに一時保護を行うことができます。
 - ・親権者の意に反して 2 ヶ月を超えて一時保護を継続する場合は、家庭裁判所の承認が必要となります。
- 2 立入調査等〔児童虐待防止法第 9 条〕
 - ・出頭要求、立入調査、臨検・搜索（地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可が必要）
- 3 家庭裁判所の承認による施設入所〔児童福祉法第 28 条〕
 - ・虐待等により、保護者に児童を監護させることが著しく児童の福祉を害する状態があり、親権者又は未成年後見人が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所の承認を得たうえで施設入所措置等を行うことができます。
- 4 家庭裁判所への親権の喪失・停止等の審判の請求〔児童福祉法第 33 条の 7〕

目 次

第1 児童相談所の概要

1	沿革	1
2	所在地及び管轄区域	3
3	組織と職員構成及び職員配置状況	4
4	相談の種類及び主な内容	7
5	高知県の児童相談及び児童相談所内の相談対応フロー図	8
6	高知県における児童虐待相談・通告対応のフロー図	9

第2 業務事業の実施状況

1	相談業務	
(1)	全体の状況	10
(2)	養護相談	11
(3)	児童虐待相談	13
(4)	障害相談	14
(5)	非行相談	14
(6)	育成相談	15
2	一時保護業務	16
3	援助の内容等対応状況	17
4	里親業務	17
5	市町村支援業務	20
6	療育手帳判定及び情報提供等交付	21
7	言語発達相談	21
8	知的障害者更生相談所業務	21
9	家庭支援相談等業務	21
10	各種事業	
	《中央児童相談所》	
(1)	児童福祉施設等との連携	22
(2)	職員の専門能力の向上	23
(3)	児童相談所の法的対応力の強化	23
(4)	関係機関連携	23
(5)	講演及び教育活動	23
(6)	一時保護児童の意見聴取事業	24
	《幡多児童相談所》	
(1)	児童福祉施設等との連携	24
(2)	職員の専門能力の向上	25
(3)	関係機関連携	25

◆統計資料		26
-------	--	----

◆資料	児童相談所管内面積及び人口	50
	市町村子ども家庭相談担当部署一覧	51
	児童福祉法等の主な改正	52
	要保護児童対策地域協議会とは	54
	要保護児童対策地域協議会 会議開催状況	55
	子ども虐待とは	56
	子ども虐待の要因	57
	子ども虐待の程度と対応	58
	リスクアセスメントシート	59
	施設一覧	60

第1 児童相談所の概要

1 沿革

昭和 22.12.12	児童福祉法（以下「法」という。）が制定され、昭和 23.1.1 から施行された。
23. 3.18	高知県立児童相談所設置条例、同規則が公布され、県内全域を管轄区域とし、法第 27 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の措置権限が所長に委任され、本庁児童課内で業務を開始した。
23. 4. 1	高知市愛宕町の県立盲ろう学校の跡を譲り受け、本庁から移転し、一時保護所も同所に開設した。
27. 3.18	高知県立児童相談所設置条例、同規則が公布され（従前のものは廃止）、中央及び幡多の 2 児童相談所に分かれた。
27. 7. 1	中村市沖の前に幡多児童相談所の庁舎が完成し、幡多地区（幡多郡・中村市・宿毛市・土佐清水市）を所轄して業務を開始した。
28. 8. 1	法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による「児童福祉施設等に措置する」権限が所長に委任された。
30.6.15	中央児童相談所の庁舎が改築された。
33. 3. 1	中央児童相談所の一時保護所が改築された。
37. 4. 1	中央児童相談所がB級相談所に指定され、総務・業務の 2 課制となる。
38. 8.13	幡多児童相談所が中村市具同に庁舎を移転した。
43. 9. 1	法第 56 条第 1 項の規定による「本人又は扶養義務者から徴収する費用の額を設定する」権限が所長に委任された。
44. 3.22	法第 27 条第 2 項の規定による「国立療養所に治療を委託する」権限が所長に委任された。
46. 4. 1	高知県立児童相談所設置条例及び高知県行政組織規則の一部が改正され、幡多郡のうち大正町及び十和村が幡多児童相談所から中央児童相談所に移管された。
55.11. 1	高知市大津に中央児童相談所が新築、移転した。
平成 7. 4. 1	幡多児童相談所の一時保護所を中央児童相談所に統合した。
11. 4. 1	中央児童相談所の障害児部門が療育福祉センターに移管された。 中央児童相談所に医務主任として医師（小児科）1 名配置された。
12. 3.29	中央児童相談所に児童支援ホームを新設した。
18. 4. 1	中央児童相談所が企画調整課・こども支援課・相談課の 3 課制となり、また児童相談連携支援センターを設置した。
20. 4. 1	中央児童相談所の児童相談連携支援センターが廃止となり、相談課を 3 班から 4 班体制に改編した。 また、医務主任を廃止した。
21. 4. 1	中央児童相談所に児童虐待対応チームを設置した。
22. 4. 1	高知県立児童相談所設置条例及び高知県行政組織規則の一部が改正され、高知県中央児童相談所・高知県幡多児童相談所に名称が変更された。また、高岡郡の四万十町を中央児童相談所から幡多児童相談所へ移管した。 中央児童相談所は班長制からチーフ制となり、相談課に里親支援担当チーフを設置、児童虐待対応チームにチーフ設置と増員強化し改編した。
23. 3. 10	庁舎老朽化のため幡多児童相談所を改築した。
23. 4. 1	中央児童相談所の相談課内に非行相談専任担当を設置した。
24. 4. 1	幡多児童相談所の事務の見直しにより事務職員 1 名を非常勤職員 1 名に換え、幡多福祉保健所が総務事務を兼務することとなった。
25. 4. 1	中央児童相談所の児童虐待対応チームに初期対応担当と家族支援担当の各チーフが配置された。

26. 4. 1	中央児童相談所の福祉専門職の次長職を新たに設置し、次長 2 人体制とした。相談課を地域相談課に、児童虐待対応チームを児童虐待対応課にそれぞれ名称変更した。 併せて、こども支援課のこころサポート担当を地域相談課に編入し、心理支援担当と名称変更するとともに、こども支援課の保護担当を児童虐待対応課に編入し、3 課 1 チーム体制を 3 課体制に改編した。
27. 4. 1	中央児童相談所の児童虐待対応課の初期対応担当チーフを第一と第二の 2 人体制とした。 中央児童相談所に市町村を支援する市町村支援専門監を配置した。
27.12.7	精神疾患に関して医学的な知見や助言等が得られる体制整備のため、精神保健福祉センター所長を中央及び幡多児童相談所の副参事として兼務配置した。
28. 4. 1	中央児童相談所の企画調整課のチーフを 2 人体制とし、市町村支援担当を配置した。 福祉専門職の次長職を廃止した。 幡多児童相談所の児童心理司の体制強化を図るため、療育福祉センター及び中央児童相談所の児童心理司を兼務職員として配置した。
29. 4. 1	中央児童相談所の非行相談専任担当を廃止した。
31. 1.21	療育福祉センター（高知市若草町）と合築し、中央児童相談所を移転した。 児童支援ホームを廃止した。
31. 4. 1	障害児部門が療育福祉センターから中央児童相談所に移管された。 中央児童相談所の次長職（事務）を副所長職とし、3 課体制から 5 部体制とした。児童虐待対応課からは保護担当が独立、家族支援担当を地域相談部へ移管し、地域相談課からは心理支援担当が独立した。 企画調整部（総務担当・市町村支援担当）、保護部（保護担当）、地域相談部（相談第一担当・第二担当・第三担当・第四担当）、初期対応部（初期対応第一担当・第二担当）、心理支援部（心理支援第一担当・第二担当）。 幡多児童相談所の児童心理司の兼務を、中央児童相談所の心理支援部の部長及びチーフのみに改めた。 法改正に伴い、中央児童相談所の保健師を幡多児童相談所の兼務職員として配置した。
令和 2. 4. 1	中央児童相談所に虐待防止対策監を配置した。 中央児童相談所の保護部を 2 担当制とし、保護第一担当・保護第二担当を設置した。 地域相談部を地域養育支援部とし、在宅ケースを担当する地域支援第一担当・第二担当と施設措置・里親措置委託ケースを担当する養育支援第一担当・第二担当に分け、職務を明確にし効率的、計画的に業務を行えるようにした。 市町村支援専門監を廃止した。 幡多児童相談所に、機構改革により新たに中央児童相談所に配置された警察官 2 名を兼務職員とするとともに、市町村支援を行う児童福祉司 2 名、里親支援を行う児童福祉司 2 名を兼務職員として配置した。
3. 4. 1	地域養育支援部を在宅ケースを担当する地域支援部、施設入所・里親委託ケースを担当する養育支援部に分け、5 部体制から 6 部体制に改編した。

2 所在地及び管轄区域

令和6年4月1日現在

	所在地	TEL・FAX	管轄区域
中央	〒780-8081 高知市若草町 10-5	TEL 088-821-6700 (療育手帳 844-0035) FAX 088-821-9005	高知市・室戸市・安芸市・香南市・香美市 南国市・土佐市・須崎市・東洋町・奈半利町 田野町・安田町・本山町・大豊町・土佐町 いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・中土佐町 津野町・梶原町・北川村・馬路村・芸西村 大川村・日高村 《8市14町5村》
幡多	〒787-0050 四万十市渡川 1 丁目 6-21	TEL 0880-37-3159 FAX 0880-37-3205	四万十市・宿毛市・土佐清水市・四万十町 黒潮町・大月町・三原村 《3市3町1村》

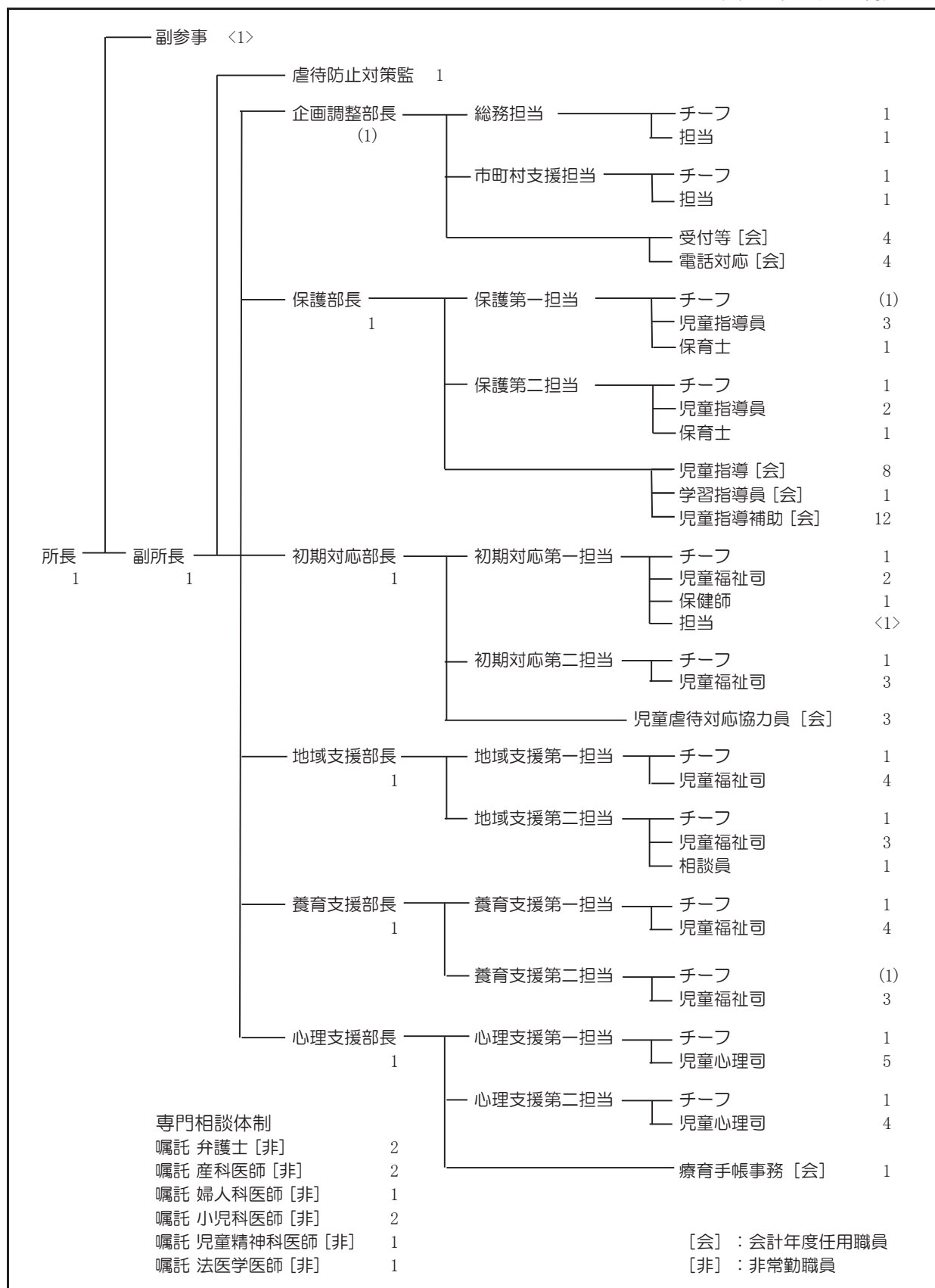
《 管轄区域図 》



3 組織と職員構成及び職員配置状況

○ 中央児童相談所／組織と職員構成

令和 6 年 4 月 1 日現在



()は事務所の兼務職員、< >は他機関の兼務職員

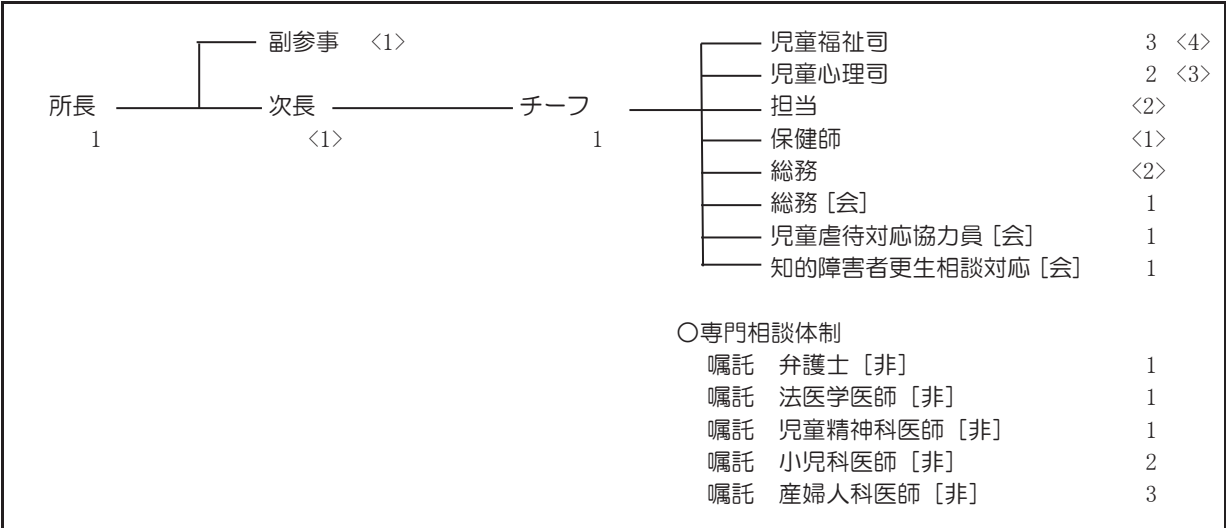
○ 中央児童相談所／職員配置状況

令和 6年 4月 1日現在

職 名 ・ 職 務	常勤	会計年度 任用職員 等	計	職 名 ・ 職 務	常勤	会計年度 任用職員 等	計
所長	1		1	地域支援部			
副参事	兼務<1>		兼務<1>	地域支援部長	1		1
副所長	1		1	地域支援第一担当チーフ	1		1
虐待防止対策監	1		1	児童福祉司	4		4
企画調整部				地域支援第二担当チーフ	1		1
企画調整部長	兼務(1)		兼務(1)	児童福祉司	3		3
総務担当チーフ	1		1	相談員	1		1
担当	1		1	養育支援部			
市町村支援担当チーフ	1		1	養育支援部長	1		1
担当	1		1	養育支援第一担当チーフ	1		1
受付等		4	4	児童福祉司	4		4
電話対応		4	4	養育支援第二担当チーフ	兼務(1)		兼務(1)
保護部				児童福祉司	3		3
保護部長	1		1	心理支援部			
保護第一担当チーフ	兼務(1)		兼務(1)	心理支援部長	1		1
児童指導員	3		3	心理支援第一担当チーフ	1		1
保育士	1		1	児童心理司	5		5
保護第二担当チーフ	1		1	心理支援第二担当チーフ	1		1
児童指導員	2		2	児童心理司	4		4
保育士	1		1	療育手帳事務		1	1
児童指導		8	8	嘱託 弁護士		2	2
学習指導員		1	1	嘱託 産科医師		2	2
児童指導員補助		12	12	嘱託 婦人科医師		1	1
初期対応部				嘱託 小児科医師		2	2
初期対応部長	1		1	嘱託 児童精神科医師		1	1
初期対応第一担当チーフ	1		1	嘱託 法医学医師		1	1
児童福祉司	2		2	合 計	57 (うち兼務3) 兼務<2>	41	98 (うち兼務3) 兼務<2>
保健師	1		1				
担当	兼務<1>		兼務<1>				
初期対応第二担当チーフ	1		1	()は事務所の兼務職員、< > は他機関の兼務職員			
児童福祉司	3		3				
児童虐待対応協力員		3	3				

○ 幡多児童相談所／組織・職員構成

令和 6年 4月 1日現在



< >は、他機関の兼務職員

○ 幡多児童相談所／職員配置状況

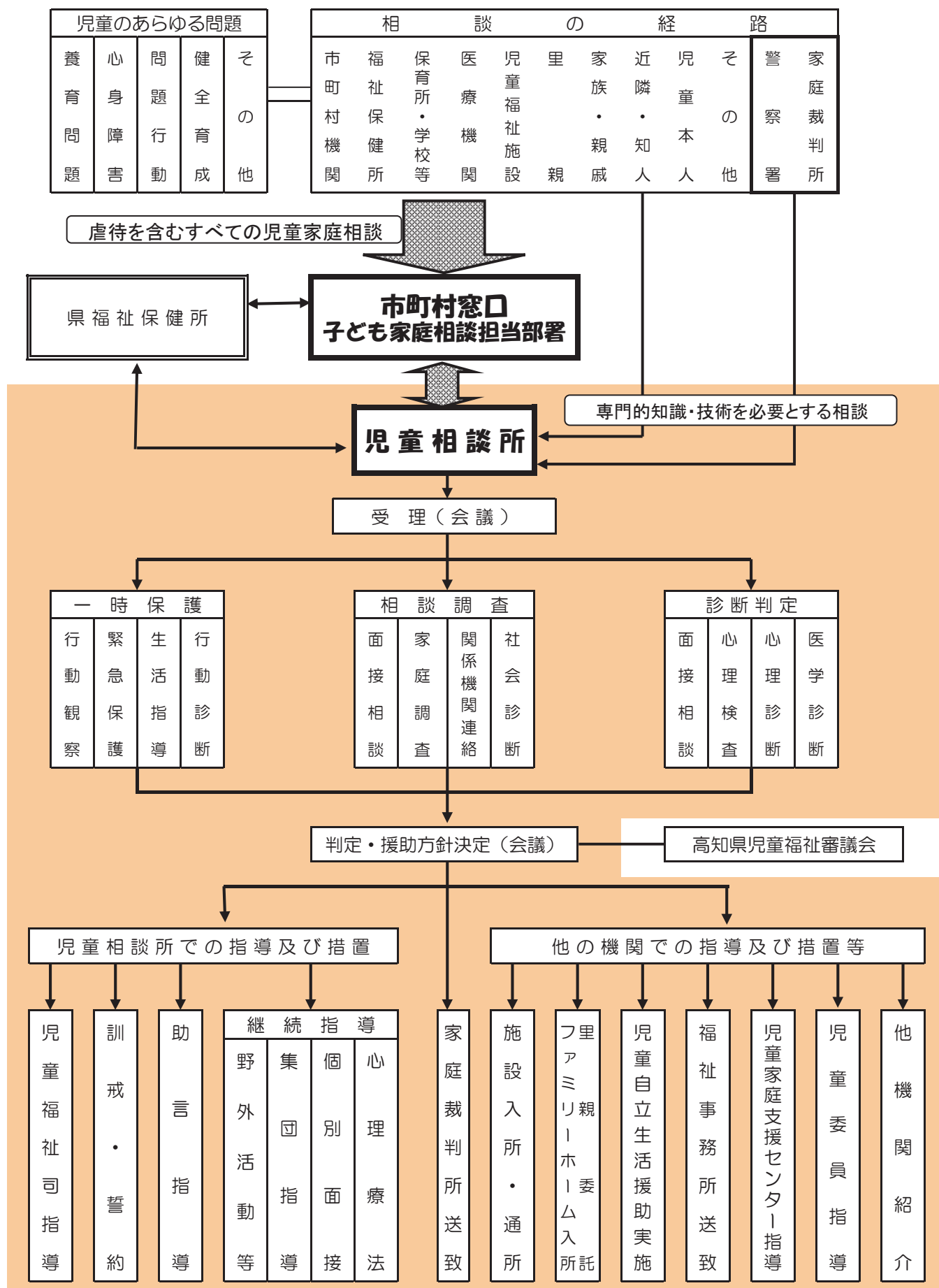
令和 6年 4月 1日現在

職 名 ・ 職 務	常勤	会計年度 任用職員 等	計
所長	1		1
副参事	兼務 <1>		兼務 <1>
次長	兼務 <1>		兼務 <1>
チーフ	1		1
児童福祉司	3 兼務 <4>		3 兼務 <4>
児童心理司	2 兼務 <3>		2 兼務 <3>
担当	兼務 <2>		兼務 <2>
保健師	兼務 <1>		兼務 <1>
総務	兼務 <2>	1	1 兼務 <2>
児童虐待対応協力員		1	1
知的障害者更生相談対応		1	1
嘱託 弁護士		1	1
嘱託 法医学医師		1	1
嘱託 児童精神科医師		1	1
嘱託 小児科医師		2	2
嘱託 産婦人科医師		3	3
合 計	7 兼務 <14>	11	18 兼務 <14>

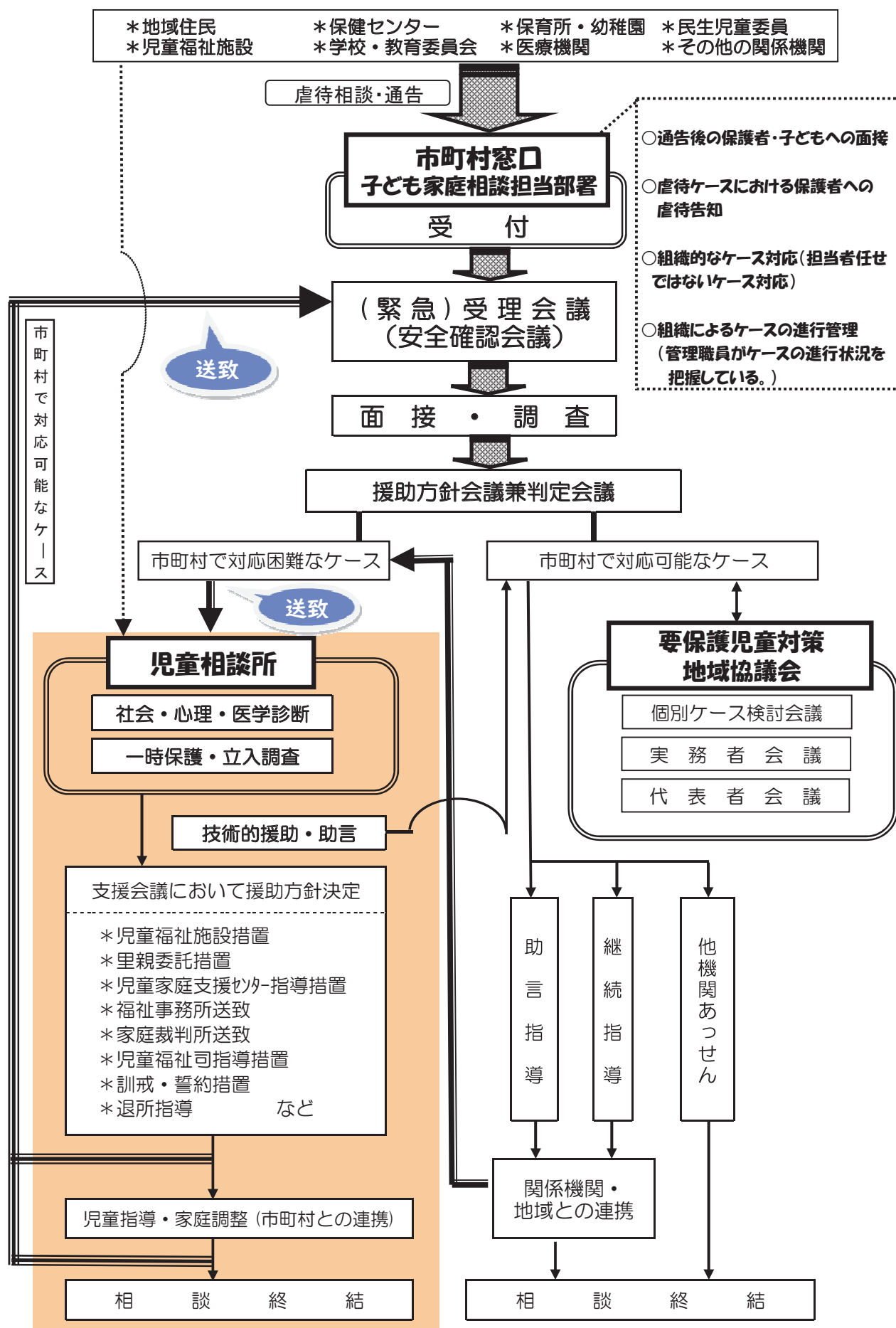
4 相談の種類及び主な内容

相 談 種 別		内 容
養護相談	児 童 虐 待 相 談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトに関する相談
	そ の 他 の 相 談	養育困難（保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等）、迷子、親権を喪失・停止した親の子、養子縁組に関する相談
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、アレルギー反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談
障害相談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害のある子ども等に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害のある子どもに関する相談
	発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと史料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育成相談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校・保育園・幼稚園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談

5 高知県の児童相談及び児童相談所内の相談対応フロー図



6 高知県における児童虐待相談・通告対応のフロー図



第2 業務事業の実施状況

1 相談業務

令和5年度の児童相談所の相談受付総数は1,738件で、対前年度比55件の減少となっている。

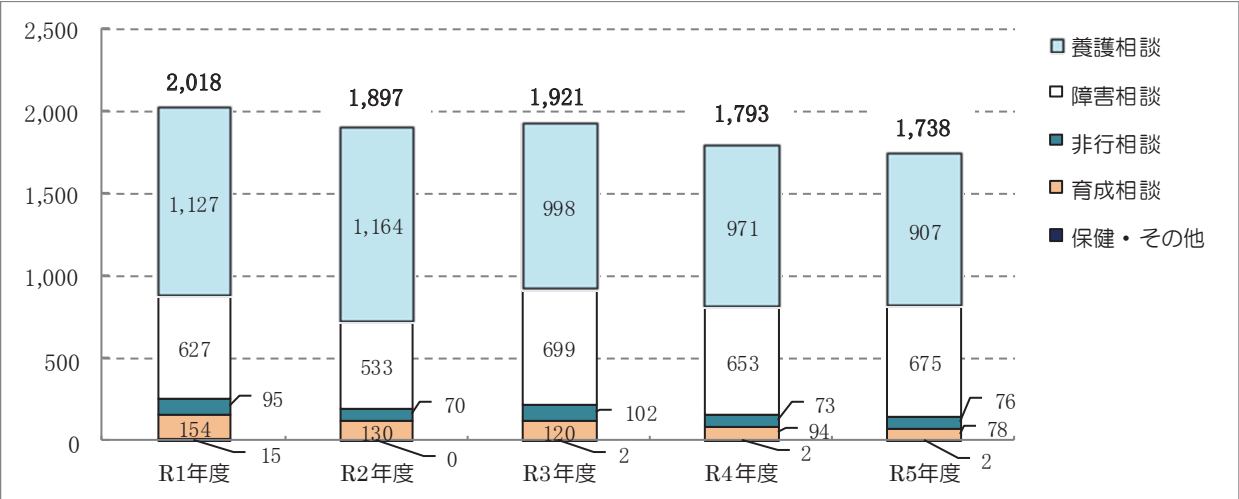
相談種類別で見ると、養護相談は対前年度比で64件減少し、907件となった。障害相談は22件増加し675件、非行相談は3件増加し76件、育成相談は16件減少し78件となっている。

また、中央と幡多を比較すると、中央は、幡多に比べ養護相談が13.8ポイント、非行相談が4.1ポイント高く、幡多は中央に比べ育成相談が15.5ポイント、障害相談が2.6ポイント高くなっている。

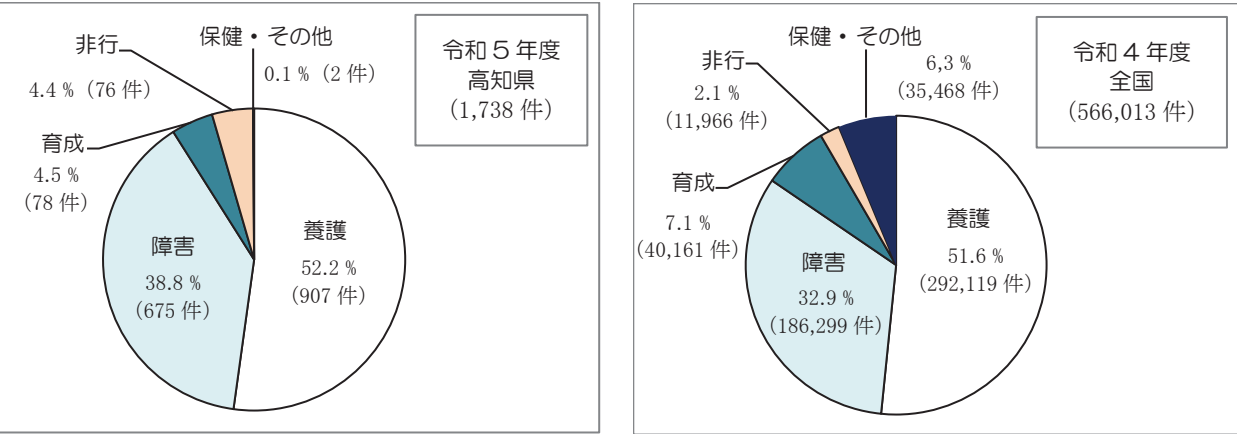
相談経路別受付状況では、市町村機関からが524件で最も多く、以下家族・親戚394件、警察390件、近隣・知人147件と続く。

(1) 全体の状況

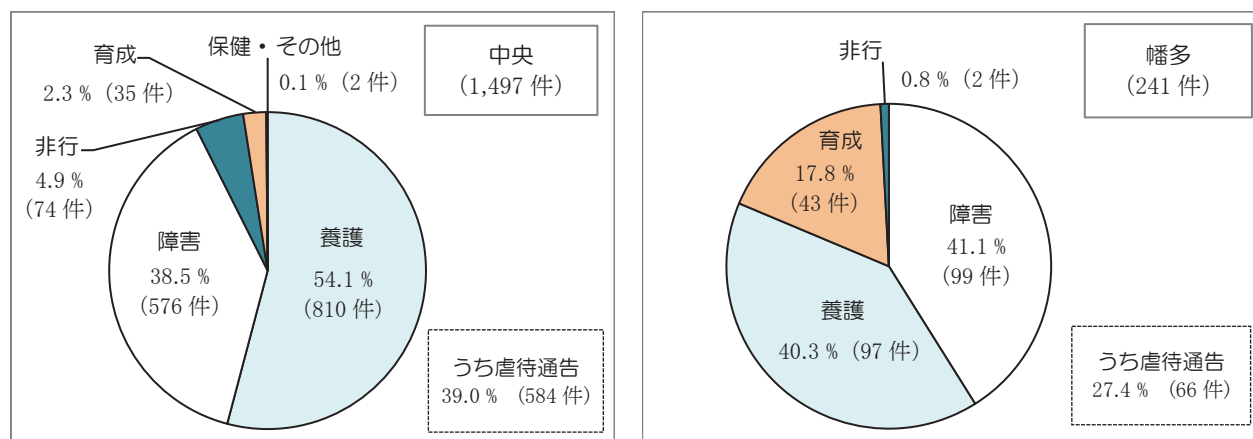
① 相談種類別受付状況



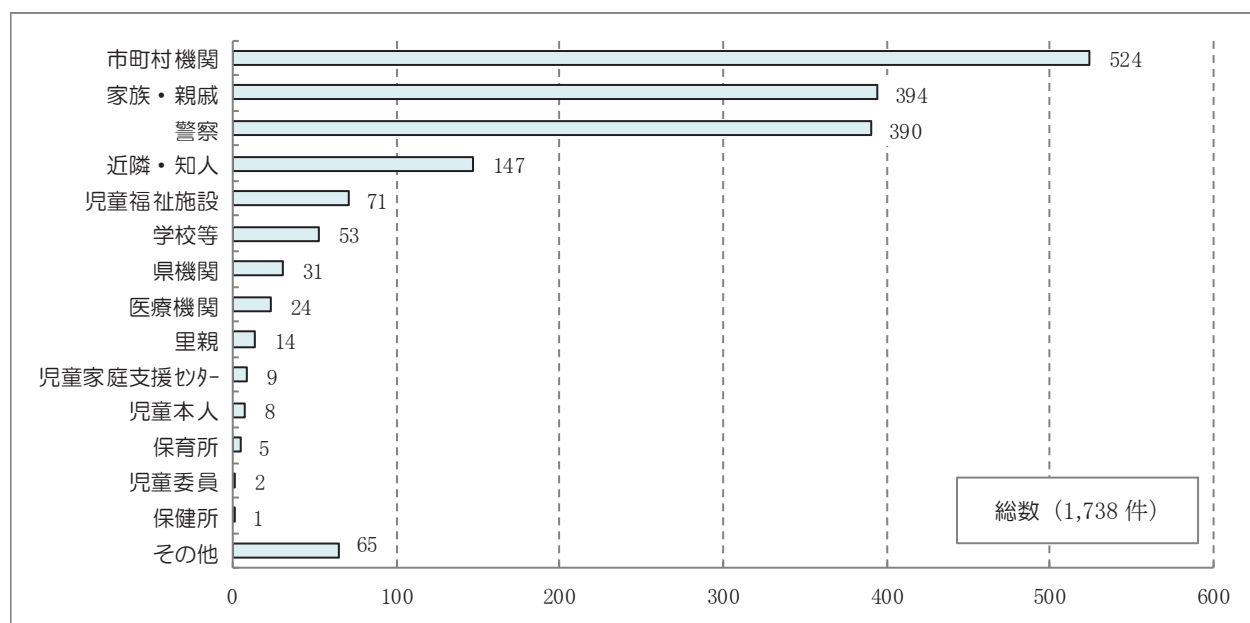
② 全国との比較



③ 児童相談所別、相談種類別受付状況



④ 相談経路別受付状況



※その他は、県外児童相談所やきょうだいケースなど

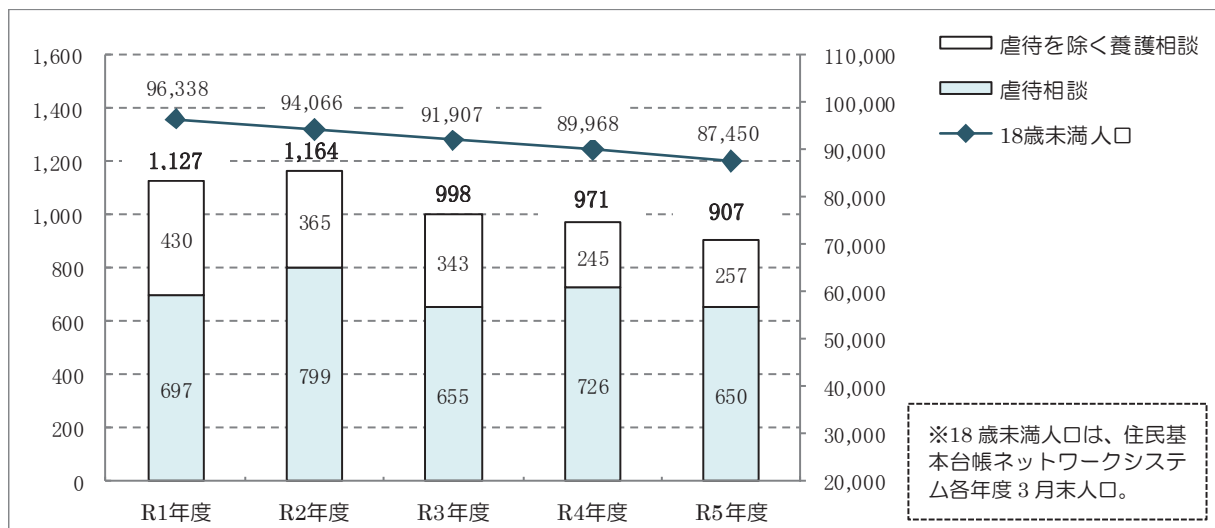
(2) 養護相談

児童福祉法の対象である 18 歳未満の子ども人口は年々減少しており、高知県では令和元年度に 96,338 人であったが、令和 5 年度には 87,450 人となり、4 年間で 8,888 人の減少となっている。

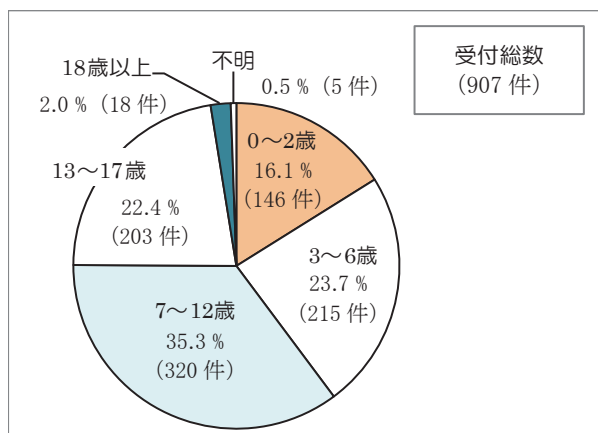
18 歳未満の子ども人口が減少する一方で、養護相談の受付件数は増加傾向にあったが、令和 3 年度からは減少しており、令和 5 年度は対前年度比で 64 件減少し 907 件となっている。また、虐待相談についても対前年度比 76 件減少し、650 件となっている。

年齢別に見てみると、0 歳から 12 歳までの子どもの割合は 75.1%（前年度と同割合）であり、幼い子どもの割合が高い傾向は継続している。また、13 歳以上 18 歳未満の子どもの割合は 22.4%（対前年度比 0.3 ポイント減）と減少している。

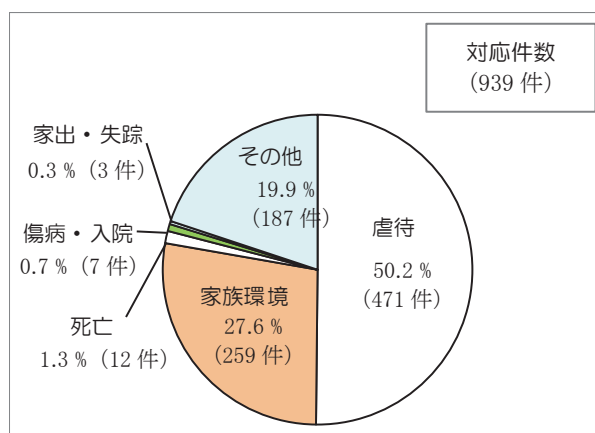
① 子ども人口と養護相談受付件数の推移



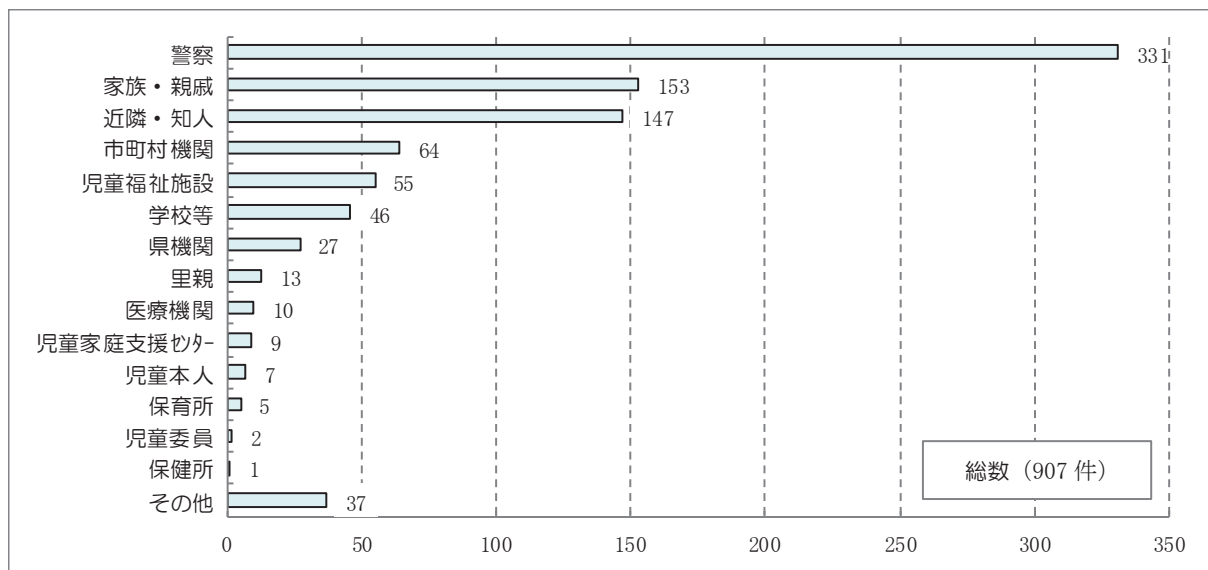
② 子どもの年齢別状況



③ 相談発生要因の状況



④ 相談経路別受付状況



※その他は匿名や相談支援事業所、きょうだいケースなど。

(3) 児童虐待相談

全国の児童相談所が令和4年度に対応した児童虐待対応件数は、過去最多の214,843件で、前年度と比較して7,183件増加しており、年々増加傾向にある。

本県での令和5年度の児童虐待相談受理件数は650件で、前年度と比較すると76件減少している。

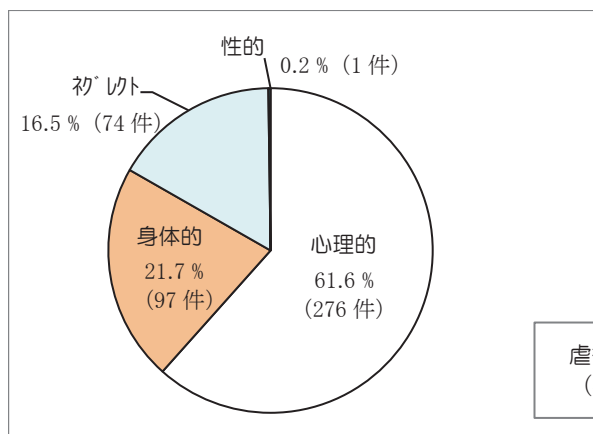
650件のうち中央児童相談所で受理した件数は584件（対前年度比65件減）、幡多児童相談所では66件（対前年度比11件減）となっている。児童虐待相談受理件数の養護相談に占める割合が高く、中央では養護相談810件のうち虐待通告が584件で72.1%を占め、幡多では養護相談97件のうち虐待通告が66件で68.0%を占めている。

また、相談を受理し調査・判定後児童虐待相談として認定対応した件数は、448件（中央400件、幡多48件）で対前年度比で53件減少している。

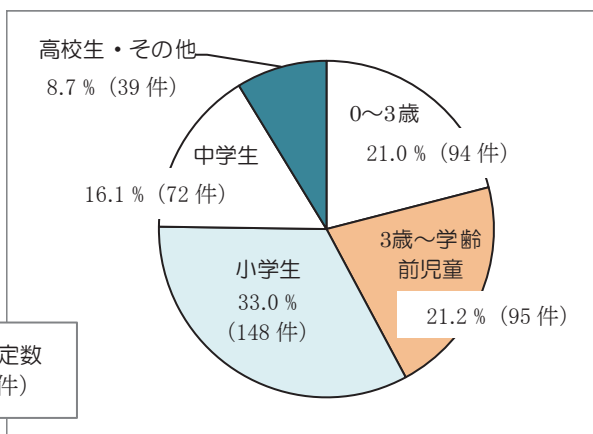
虐待種類別に割合を見ると、心理的虐待がもっとも高く61.6%、次いで、身体的虐待21.7%、ネグレクト16.5%、性的虐待0.2%となっている。

相談経路別状況では、警察からの通告が、304件と最も多く、次いで、近隣・知人147件、家族・親戚61件となっている。

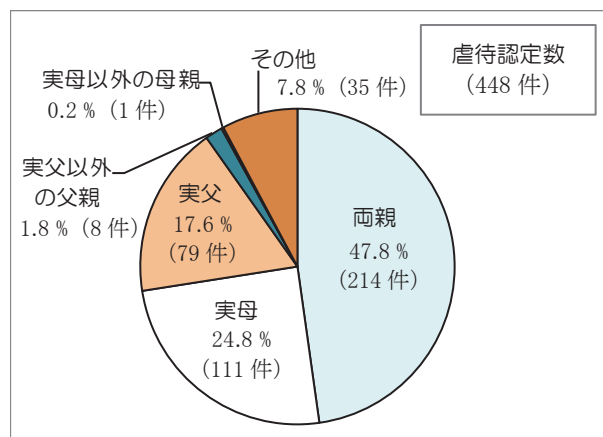
① 虐待の種類別構成比



② 被虐待児の年齢構成比



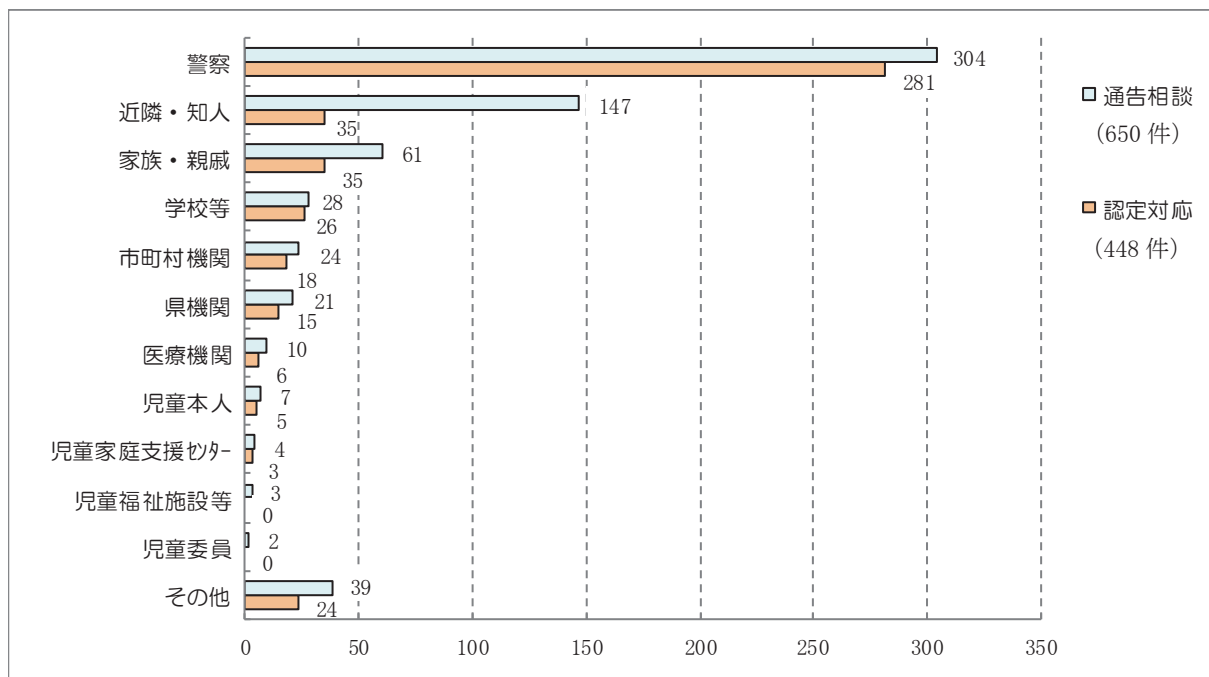
③ 主たる虐待者の構成比



※両親は、養親を含む。

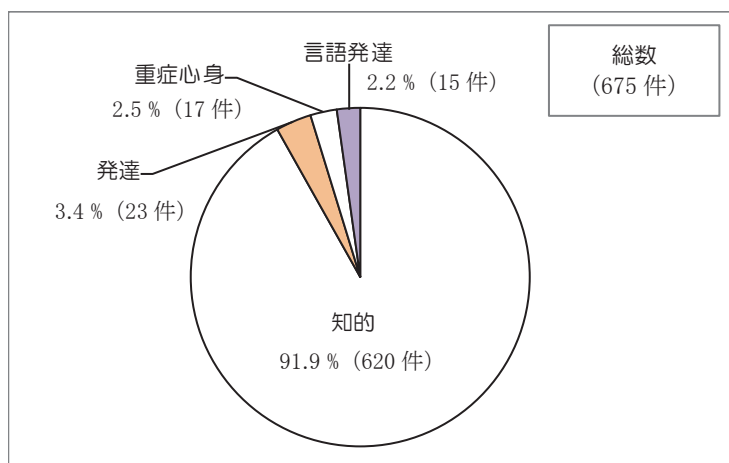
※その他は、実母と内縁男性及びパートナー（13件）、実母の内縁男性及びパートナー（9件）、実母と祖母（6件）、両親と祖父（3件）、実父とパートナー、実母と祖父、祖父母、祖母（各1件）

④ 相談経路別状況



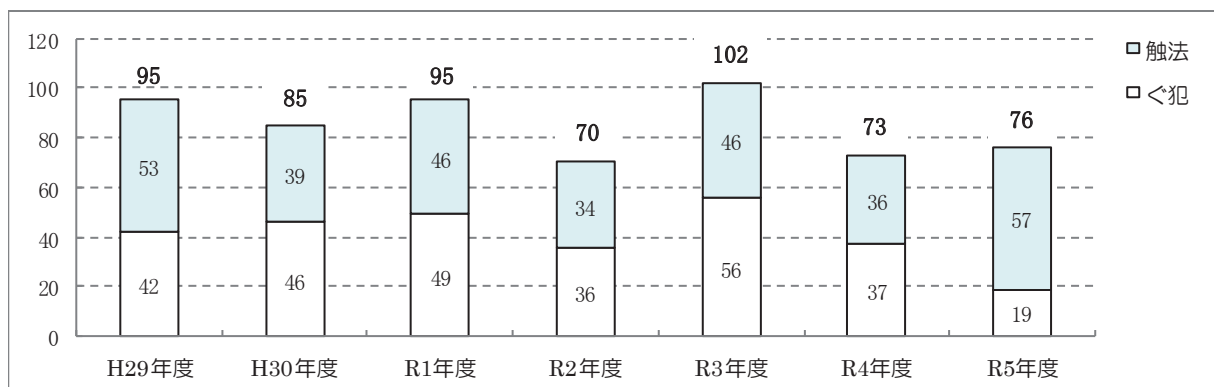
(4) 障害相談

相談種類別受付状況

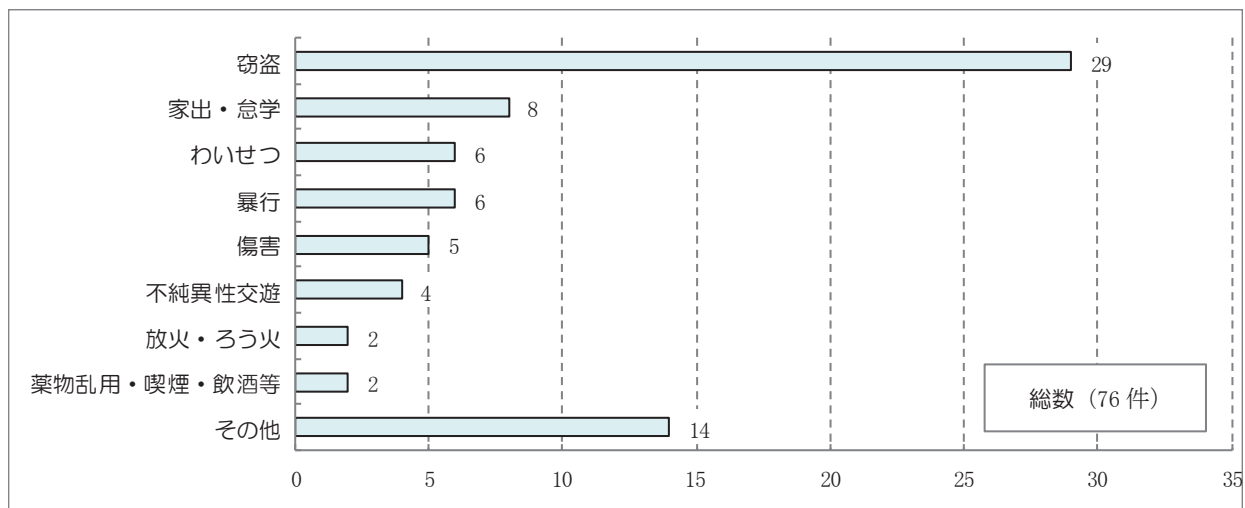


(5) 非行相談

① 相談件数の推移（ぐ犯行為等相談と触法行為等相談）

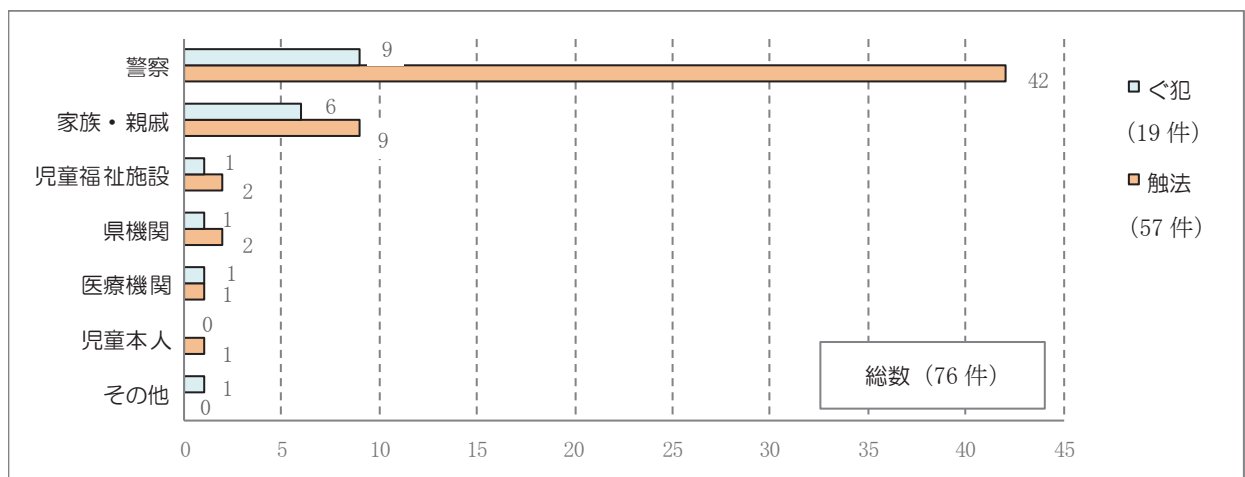


② 主訴（行為）別件数



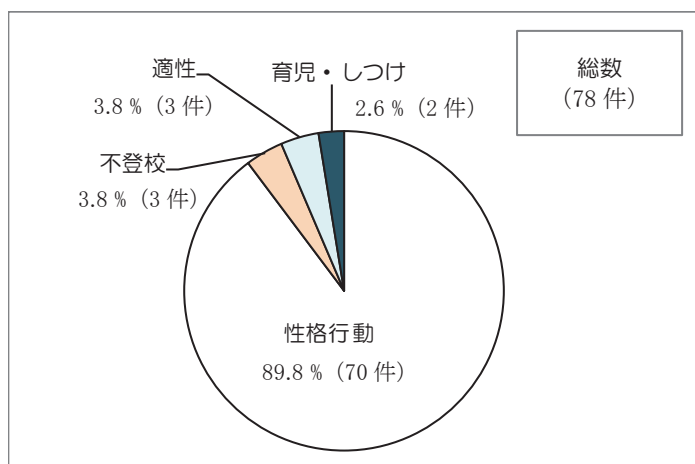
※その他は、情報提供(5 件)、器物損壊(2 件)、威力業務妨害、不法侵入、建造物侵入、虚偽の通報、窃盗教唆、ポルノ画像強要(各 1 件)

③ 相談経路別受付状況



（６）育成相談

相談種類別受付状況



2 一時保護業務

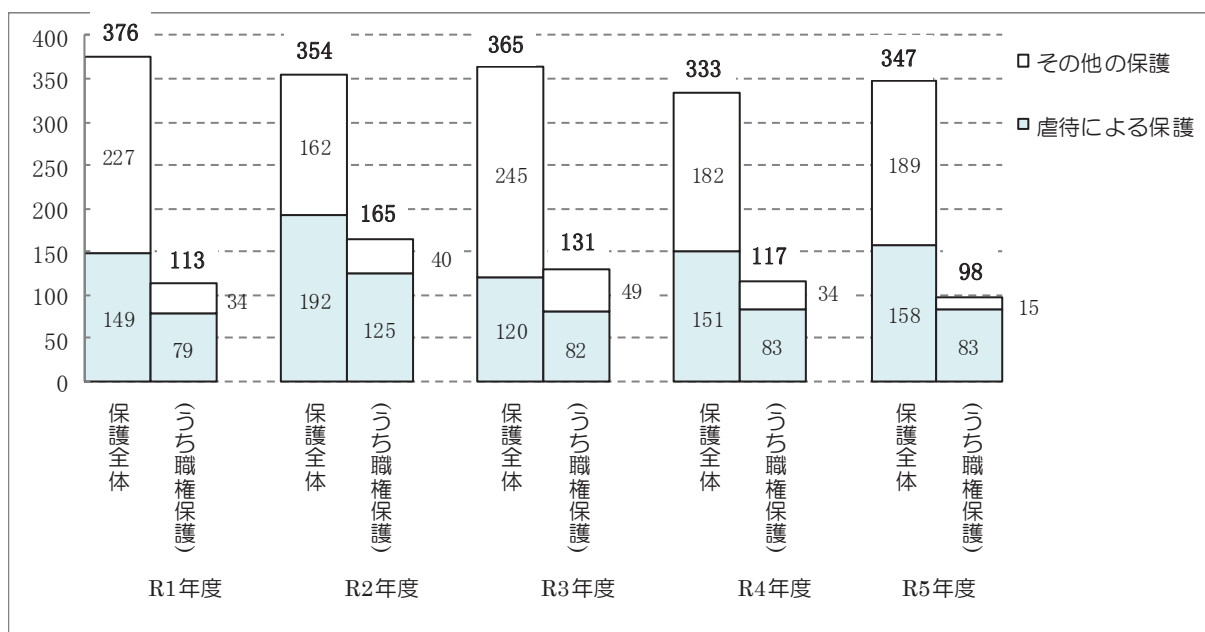
子どもの安全確保や適切かつ具体的な援助方針を決定するため、緊急保護とアセスメントを目的に一時保護所での一時保護及び児童養護施設等への一時保護委託を行っている。

令和5年度は、一時保護所で160人の子どもを延べ206回、5,977日保護した。平均保護日数は対前年度比で1.4日増の29.0日、一日平均在籍人員は1.5人増の16.3人となった。

また、乳児院や児童養護施設、里親等に72人の子どもを延べ160回、3,542日一時保護委託した。平均保護日数は、対前年度比で6.8日増の22.1日、一日平均在籍人員は3.2人増の9.7人となった。

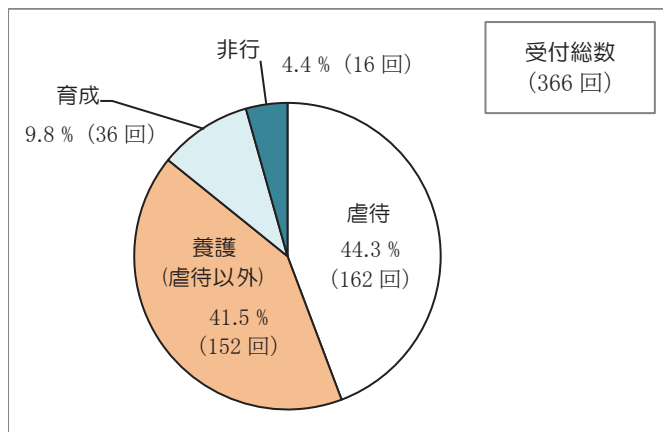
一時保護解除後は、家庭復帰が149件（55.8%）、施設入所が38件（14.2%）、里親委託が18件（6.7%）、他機関移送が5件（1.9%）、次年度への継続保護が17件（6.4%）となっている。その他は、在籍施設・里親に戻ったもの、自立援助ホームへの入所、祖父母宅引き取りなどがある。

（1）虐待による一時保護と職権保護状況の推移



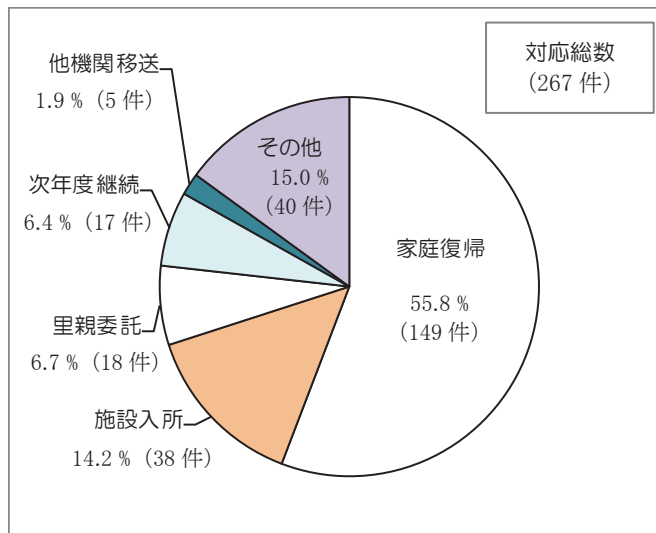
※年度内に一時保護を開始した件数

（2）一時保護児童の相談種類別構成比



※前年度からの継続保護（19件）を含む。

(3) 一時保護後の援助状況



※一時保護・一時保護委託を合わせた、退所後の最終処遇を計上（一時保護から一時保護委託や一時保護委託から一時保護の 99 件は含まない）。

※その他は、自立援助ホーム入所や祖父母宅引き取りなど。

※前年度継続保護分を含む。

3 援助の内容等対応状況

中央・幡多児童相談所で受け付けた相談ケース（前年度より繰越し分 19 件、本年度受付分 1,738 件）については、専門的な調査や診断、判定を行い、所内支援会議によって具体的な援助方針を決定した。

そのうち、面接指導を行ったものが対前年度比 45 件減の 1,338 件（中央 1,114 件・幡多 224 件）、児童福祉司指導をしたものが対前年度比 23 件増の 79 件（中央 73 件・幡多 6 件）、市町村に送致したものが対前年度比 48 件減の 17 件（中央 16 件・幡多 1 件）、児童福祉施設等に措置したものが対前年度比 5 件増の 58 件（中央 56 件・幡多 2 件）、里親委託したものが対前年度比 4 件減の 33 件（中央 26 件・幡多 7 件）であった。

4 里親業務

里親制度は、児童福祉法に基づき保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不適当と認められる子どもの養育を里親に委託する制度である。

その趣旨は、「家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図るものであること」とされている。

(1) 里親の種類と登録状況 令和 6 年 4 月 1 日現在

◆養育里親：保護者のいない子どもや、虐待などの理由により保護者が養育することが不適当と認められる子どもを養育する里親。研修の受講が義務づけられている。

○登録 113 組、うち 23 組が養子縁組里親にも登録、5 組がファミリーホーム開設

専門里親：養育里親の中でも、虐待等により心身に有害な影響を受けた子どもや非行のある子ども、障害のある子ども等、特に専門的な援助を必要とする子どもへの養育を行う里親（養育里親の経験を有する等の条件と専門里親研修の受講が必要）。

○登録 5 名

◆養子縁組里親：養子縁組を希望する里親。ただし、養子縁組の決定は家庭裁判所が行う。特別養子縁組を行う場合に考慮される一定の監護期間を、里親委託として養育することが適当とされている。研修の受講が義務づけられている。

○登録 29 組、うち 23 組が養育里親にも登録

◆親族里親：子どもを現に監護している両親等が死亡、行方不明又は拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより養育できなくなった子どもを、扶養義務者又はその配偶者である親族が里親として養育するもの。

○登録 36 組

また、里親制度と同じく家庭養護を担う受皿として、次の事業がある。

◆ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

子どもを養育者の家庭に迎え入れ、小規模なグループで養育を行うもの。

(1) 委託児童の定員：5 人又は 6 人

(2) 職員：2 人の養育者（夫婦）及び 1 人以上の補助者

（場合によっては、1 人の養育者及び 2 人以上の補助者とすることもできる。）

(3) 養育者の要件：養育里親としての経験や児童福祉事業に従事したことがある者、その他都道府県知事が適当と認めた者。

○ 5 ヶ所開設

（２）高知県里親養育包括支援事業

里親委託を増やし家庭養護を推進するため、里親養育包括支援機関である社会福祉法人みその児童福祉会へ事業を委託して里親支援を行った。

① 里親制度の普及啓発

ア 里親制度説明会・相談会の開催

里親制度についての正しい理解を深め広げるため、平成 26 年度から実施している。

令和 5 年度は、18 回実施し、410 名が参加した。

イ パネル展の開催

県民への里親制度の周知のため、市町村役場や公共施設、量販店等へのパネル展を 15 回実施した。

② 里親希望者及び里親登録者に対する研修

養育里親及び養子縁組里親希望者に、養育里親（養子縁組里親）基礎研修と登録前研修をそれぞれ 3 回実施した。また、登録（更新）後 5 年を経過した里親に更新研修を実施した。

③ 里親委託後の里親及び里子への支援

里親等相談支援員や心理訪問支援員が、里子のいる里親宅を訪問し、助言等支援を行った。

受託里親への訪問：514 回

④ トレーニング事業

里子を新たに養育する里親を対象とした委託時研修や、就学前の里子を養育する里親を対象とした子どもの問題行動等への対応を実践的に学ぶプログラム（フォスタリングチェンジプログラム）の体験会や、過去に受講した里親を対象としたフォローアップ研修を開催した。

（３）児童相談所としての里親支援体制

① 里親、里子への支援

令和２年度から、里子担当の児童福祉司に加えて、里親養育支援児童福祉司を２名配置し、里親養育包括支援機関（里親等相談支援員、心理訪問支援員）や、施設（里親支援専門相談員）と連携しながら、里子へのサポートケア（自立支援計画の見直し）と合わせて、里親の養育面の課題等に対して具体的な助言指導を行っている。

② 里親の申請・認定に関する業務

里親制度に関する相談・申請に対応する。里親希望者から里親認定登録申請書を受理後、担当職員が家庭訪問等を行い里親としての適性や家庭環境等を調査する。また、養育里親及び養子縁組里親希望の場合は、養育里親（養子縁組里親）基礎研修と登録前研修を行い、研修終了後は、県児童福祉審議会で意見を聴いた上で、県知事が里親認定・登録を行う。

令和５年度は、新たに養育里親１８組（うち、３組は養子縁組里親にも登録）、養子縁組里親５組（うち、３組は養育里親にも登録）、親族里親９組が登録された（実質、新規登録里親２９組）。

③ 里親委託措置等に関する業務

子どもの様子や養育状態を考慮し、里親委託が適当と判断された子どもを委託措置している。委託にあたっては、子どもと里親の選定（マッチング）を行う。

令和５年度中に新たに里親委託となった子どもは、養育里親に１２名、養子縁組里親に２名、親族里親に１１名、ファミリーホームに８名となっている。

令和６年４月１日現在、７７組の里親に１０１名の子ども（対前年度比１０組増、１０名増）を、５ヶ所のファミリーホームに１３名の子ども（対前年度比１ヶ所、１名増）をそれぞれ委託しており、合計１１４名（対前年度比１１名増）の子どもが家庭養護を受けている。

④ 高知県里親連合会事務局業務

里親制度の普及・啓発をはじめ、里親相互の交流・連携を図り、養育技術の向上や運営活性化のための支援を行った。

⑤ フレンドシップファミリー事業（高知県里親連合会事業）

フレンドシップファミリー（週末里親）とは、児童養護施設等に入所中の子どもで、家族との交流や家庭に帰省する機会が少ない子どもを、週末や長期の休みに自宅に預かり、家庭での生活を体験させるボランティア里親のことである。

令和５年度は、１８組の里親が１７名の子どもを延べ７５回自宅に預かった。

⑥ レスパイト・ケア事業

レスパイト・ケアとは、里親及びファミリーホーム養育者が、一時的な休息等のための援助を必要とする場合に、他の里親・ファミリーホーム又は児童養護施設等を活用して、里子の養育を行うことである。

令和５年度は、１９組の里親が延べ７９回利用した。

5 市町村支援業務

虐待や非行などの未然防止や早期発見、早期解決を図るためには、地域の関係者が連携して取り組むことが重要であるため、全ての市町村の子ども家庭相談担当部署及び要保護児童対策地域協議会の運営に関して支援を行った。

(1) 市町村職員の知識、技術習得のための支援

市町村職員を対象に、子ども家庭相談担当職員として必要な実務に関する基礎的な知識及び実践的な技術の習得を目的に研修会を実施した。

研 修 会 名	「令和 5 年度市町村子ども家庭相談担当職員 市町村研修」
実施日・参加者数	(第 1 回)【市町村合同】 R5.5.19 : 90 名 (第 2 回)【市部】 R5.7.14 : 51 名 【町村部】 R5.7.28 : 27 名 (第 3 回)【市部】 R5.9.8 : 36 名 【町村部】 R5.9.22 : 27 名 (第 4 回)【市部】 R5.10.6 : 37 名 【町村部】 R5.10.22 : 28 名 (第 5 回)【市部】 R5.11.10 : 41 名 【町村部】 R5.11.24 : 21 名 (第 6 回)【市部】 R5.12.8 : 35 名 【町村部】 R5.12.22 : 17 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署職員(子ども家庭総合支援拠点職員)、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター(母子保健担当者)、児童家庭支援センター職員、要保護児童対策調整機関の調整担当者、スクールソーシャルワーカー、県関係職員 等
研 修 会 名	「令和 5 年度市町村子ども家庭相談担当職員(合同研修)」
実施日・参加者数	R5.10.3 : 36 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署職員(子ども家庭総合支援拠点職員)、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター(母子保健担当者)、児童家庭支援センター職員、スクールソーシャルワーカー、児童相談所職員
研 修 会 名	「令和 5 年度市町村子ども家庭相談担当職員管理職等(幹部職員)会」
実施日・参加者数	R5.6.30 【市部】 18 名 【町村部】 26 名
対 象 者	要保護児童対策調整機関管理職等(幹部職員)
研 修 会 名	「令和 5 年度市町村職員児童相談所実務研修」
実施日・参加者数	R5.9.1~R5.12.14 : 高知市 4 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署職員

(2) 市町村の子ども家庭相談業務への支援

市町村における子ども家庭相談担当部署の定例支援会議に参加し、会議運営、組織管理、支援プランを活用したケースワークの推進、リスク評価等について訪問し助言した。

17 市町村 延べ 34 回実施

6 療育手帳判定及び情報提供等交付

知的障害児が各種の福祉サービスを受けやすくするための療育手帳判定や情報提供に関する依頼に対応した。

	療育手帳判定		情報提供等	計
	新規	確認		
中央児相	158 件	160 件	130 件	448 件
幡多児相	32 件	20 件	88 件	140 件

7 言語発達相談

言語聴覚士を招へいし、言語障害児等への言語療育相談を実施した。

	実施回数	相談件数
幡多児相	6 回	23 件

8 知的障害者更生相談所業務

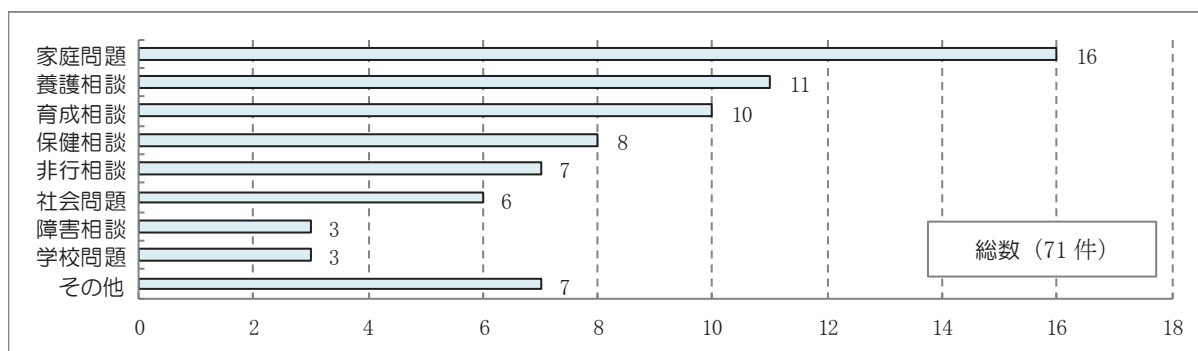
中央児童相談所職員 13 名、幡多児童相談所職員 6 名が療育福祉センター職員を兼務して、知的障害者福祉法第 12 条に基づく知的障害者更生相談所業務を行っており、知的障害者の療育手帳判定やその他の相談に対応した。

	療育手帳	情報提供依頼 (本人・家族・ 施設職員等)	情報提供依頼 (警察・職業 安定所等)	計 (延べ件数)
中央児相	175 件	129 件	40 件	344 件
幡多児相	27 件	23 件	6 件	56 件

9 家庭支援相談等業務

(1) 電話相談事業

平成 18 年度から、電話相談業務を社会福祉法人に委託し、年末年始を除く午前 9 時から午後 6 時まで、県民からの様々な相談に対応した。



（２） 休日・夜間における電話対応

平成 27 年度から、休日・夜間の電話に対応するため、電話対応専門の非常勤職員を配置し、相談体制の充実を図っている。

令和 5 年度、休日夜間に電話対応したもののうち、「虐待通告（相談）」が対前年度比 3 件増の 77 件（中央 71 件、幡多 6 件）、「子育て SOS 相談」が対前年度比 13 件減の 19 件（中央 13 件・幡多 6 件）あった。

10 各種事業

《 中央児童相談所 》

（１） 児童福祉施設等との連携

① 措置児童のサポートケア

児童福祉施設及び里親に措置している子どもの状況把握や進路確認及び施設等が作成する自立支援計画を共有するため、施設や里親家庭、ファミリーホームを訪問し子どもや職員と面談した。

実施先	実施期間	回数	対象児童数
児童養護施設	6～7 月	2～3 回	246 名
	10～12 月		
	2～3 月		
児童心理治療施設	6、12、3 月	3 回	15 名
乳児院	4～3 月	3 回	14 名
里親・ファミリーホーム	5～3 月	2 回	102 名
障害児入所施設（福祉型）	7～9 月	2 回	15 名
	2～3 月		

② 障害児入所施設（福祉型）の移行サポートケア

障害児入所施設（福祉型）に入所している子どもが、18 歳を迎えた後に障害者福祉サービスをスムーズに受けられるよう、高校生年齢を対象に、施設や市町村と協議を行った。

実施先	実施期間	回数	対象児童数
障害児入所施設（福祉型）	8、2 月	2 回	措置児童：8 月 3 名、2 月 2 名 契約児童：8 月 8 名、2 月 8 名

③ 児童養護施設職員等との研修会等

児童養護施設等の職員を対象に、施設内で見られやすい子どもの問題行動等について、トラウマの視点に立って理解をし、どのようなケアが必要か及びその支援について、トラウマインフォームドケア学習会を開催した。

（ア）施設への出前講座

○実施回数：4 回（2 施設）

○参加者数：施設職員延べ 48 名

（イ）外部講師研修

児童養護施設と児童相談所の実践報告を通じて、トラウマインフォームドケアの理解を深め、具体的な取り組みイメージを持つ機会とした。

○講 師：大阪大学大学院 野坂祐子氏

○参加者：施設職員 48 名

児童相談所職員 19 名 合計 60 名

（２）職員の専門能力の向上

子どもを取り巻く環境は大きく変化し、養護相談及び児童虐待相談件数は依然高止まり状態にある。児童家庭問題への対応は社会的課題であり、その対応については職員の資質向上や専門性が強く求められている。

児童相談所職員の専門性向上のため、所内研修を実施したほか、外部機関講師等を機能強化アドバイザーとして招き、処遇困難事例への助言・指導や専門研修を受けた。

（３）児童相談所の法的対応力の強化

弁護士との関与により法的見地から専門的な助言を受けるとともに、児童福祉法第 28 条や一時保護延長等の審判申立てに関する法律手続き業務を依頼した。

○週 2 回定期来所相談及び必要な場合は随時相談を実施

○児童福祉法第 28 条の審判申立件数：6 件

○児童福祉法第 33 条第 5 項の一時保護延長の申立件数：3 件

○特別養子縁組適格の確認審判申立件数：2 件

○親権停止審判申立件数：1 件

○未成年後見人選任の請求件数：1 件

（４）関係機関連携

関係機関との連携を強化するため、各機関との協議会を実施した。

会 議 名	実施年月日	参加者数	対象者等
令和 5 年度警察・児童相談所・検察庁 連絡協議会	R6.1.26	32 名	児相職員、警察職員、 検察庁職員

（５）講演及び教育活動

① 講演活動

関係機関及び団体等からの依頼を受け、虐待対応や子育て支援について講演を実施した。

機 関 名 等	対 象 者	回 数	受講者数
保育所関係	保育士・その他	2 回	282 名
専門機関	専門機関職員	7 回	93 名
施設	施設職員	2 回	80 名
民生委員	民生委員・その他	2 回	71 名
一般・その他 関係機関	一般関係者	6 回	49 名
合 計		19 回	575 名

② 実習生の受入れ

社会福祉士の資格取得を目指す学生を実習生として受入れ、ソーシャルワーク実習Ⅰに対応した。

依 頼 元	実習生数	実施期間
高知県立大学社会福祉学部	7 名	8 日間

(6) 一時保護児童の意見聴取事業

子どもの権利擁護と、安全・安心な環境で適切なケアを提供していくため、行政と利害関係のない第三者（弁護士）に委託して、一時保護児童の意見聴取を実施した。

○実 施 回 数：18 回

○聴取児童数：56 人

《 幡多児童相談所 》

(1) 児童福祉施設等との連携

① 措置児童のサポートケア

児童福祉施設及び里親に措置している子どもの状況把握や進路確認及び施設等が作成する自立支援計画を共有するため、施設や里親家庭、ファミリーホーム等を訪問し、子どもや職員と面談した。

実施先	実施期間	回数	対象児童数
児童養護施設	6 月	3 回	16 名
	10 月		16 名
	2～3 月		16 名
児童心理治療施設	6 月	3 回	3 名
	10 月		3 名
	3 月		2 名
乳児院	3 月	1 回	1 名
児童自立支援施設	4 月	2 回	1 名
	3 月		1 名
里親・ファミリーホーム	5～3 月	2 回	10 名
			14 名
障害児入所施設 (福祉型・医療型)	6～7 月	3 回	5 名
	10～12 月		5 名
	2～3 月		5 名

② 障害児入所施設（福祉型）の移行サポートケア

障害児入所施設（福祉型）に入所している子どもが、18 歳を迎えた後に障害者福祉サービスをスムーズに受けられるよう、高校生年齢を対象に、施設や市町村と協議を行った。

実施先	実施期間	回数	対象児童数
障害児入所施設（福祉型）	6～3 月	3 回	措置児童：2 名

（２）職員の専門能力の向上

児童相談所職員の専門性向上を図るため外部の専門家を機能強化アドバイザーとして招き、処遇困難事例への助言・指導や専門研修を受けた。

（３）関係機関連携

関係機関との連携を強化するため、各機関との協議会を実施した。

会 議 名	実施年月日	参加者数	対象者等
令和５年度幡多地区市町村要保護児童 対策地域協議会調整機関連絡会	R5.12.6	市町村 15 名 高知県 7 名	市町村職員
令和５年度警察・児童相談所・検察庁 連絡協議会	R6.1.26	32 名	児相職員、警察職員、 検察庁職員



統計資料



第 1 表	相談種類別受付状況	28
第 2 表	年齢別・相談種類別受付状況	30
第 3 表	経路別受付状況	31
第 4 表	市町村別相談対応状況	32
第 5 表	相談種類別経路	33
第 6 表	養護相談発生要因別状況	34
第 7 表	児童虐待相談対応状況	35
第 8 表	ぐ犯・触法行為等相談の主訴別状況	37
第 9 表	調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況	38
第10表	一時保護の状況	39
第11表	一時保護の相談種類別・学年別状況	41
第12表	相談種類別対応状況	43
第13表	里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況	44
第14表	電話相談の状況	46
第15表	夜間・休日電話対応状況	47

第1表 相談種類別受付状況（中央児童相談所受付分）

（平成28年度～令和5年度）

	相談種類別	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
中央児童相談所	養護相談	843	863	878	1,005	1,041	899	875	810
	うち虐待通告件数	398	404	544	614	722	591	649	584
	保健相談								
	障害相談	肢体不自由			4	3	4	3	
		視聴覚障害							
		言語発達障害等			3	3	4		
		重症心身障害			6	5	24	20	16
		知的障害		1	487	404	523	520	554
		発達障害			20	8	26	14	6
		小計	0	0	520	423	581	557	576
	非行相談	ぐ犯行為等	48	39	40	45	30	48	18
		触法行為等	53	52	37	45	33	45	56
		小計	101	91	77	90	63	93	74
	育成相談	性格行動	45	46	58	58	57	43	34
		不登校	6	11	2	6		5	1
		適性	1			1	2	1	
		育児・しつけ		3	1		1	1	
		小計	52	60	60	66	59	50	35
	その他	1			6		2	2	2
	計	997	1,014	1,016	1,687	1,586	1,625	1,543	1,497
療育福祉センター （中央児童相談所障害児部門）	養護相談	4	6	1					
	うち虐待通告件数								
	保健相談								
	障害相談	肢体不自由	1	2	2				
		視聴覚障害							
		言語発達障害等	74	36	37				
		重症心身障害	26	32	28				
		知的障害	489	503	485				
		発達障害	19	15	10				
		小計	609	588	562				
	非行相談	ぐ犯行為等	1	1	1				
		触法行為等							
		小計	1	1	1				
	育成相談	性格行動	40	60	75				
		不登校		3	2				
		適性	3		7				
		育児・しつけ	3		3				
		小計	46	63	87				
	その他								
	計	660	658	651					

※ H31.4.1障害児部門が療育福祉センターから中央児童相談所に移管された。

第1表 相談種類別受付状況（幡多児童相談所受付分／合計）

（平成28年度～令和5年度）

	相 談 種 類 別	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
幡 多 児 童 相 談 所	養 護 相 談	71	76	98	122	123	99	96	97
	うち虐待通告件数	19	49	51	83	77	64	77	66
	保 健 相 談		3	1					
	障 害 相 談	肢 体 不 自 由	2						
		視 聴 覚 障 害							
		言語発達障害等	19	13	14	16	21	22	15
		重症心身障害	2	1	2	2	1		1
		知 的 障 害	75	66	71	66	65	71	46
		発 達 障 害	27	26	43	23	23	23	28
		小 計	123	108	130	107	110	118	96
	非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	3	2	5	4	6	8	8
		触 法 行 為 等	1	1	2	1	1		1
		小 計	4	3	7	5	7	9	8
	育 成 相 談	性 格 行 動	71	59	73	84	66	67	40
		不 登 校	2	11	7	4	4	2	3
		適 性	1					2	3
		育児・しつけ				1	1	5	2
		小 計	74	70	80	88	71	70	50
	そ の 他	2	11	8	9				
	計	274	271	324	331	311	296	250	241
計	養 護 相 談	918	945	977	1,127	1,164	998	971	907
	うち虐待通告件数	417	453	595	697	799	655	726	650
	保 健 相 談		3	1					
	障 害 相 談	肢 体 不 自 由	1	4	2	4	3	4	3
		視 聴 覚 障 害							
		言語発達障害等	93	49	51	19	24	28	22
		重症心身障害	28	33	30	8	6	24	20
		知 的 障 害	564	569	557	553	469	594	566
		発 達 障 害	46	41	53	43	31	49	42
		小 計	732	696	693	627	533	699	653
	非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	52	42	46	49	36	56	37
		触 法 行 為 等	54	53	39	46	34	46	36
		小 計	106	95	85	95	70	102	73
	育 成 相 談	性 格 行 動	156	165	206	142	123	110	80
		不 登 校	8	25	11	10	4	7	6
		適 性	5		7	1	2	1	2
		育児・しつけ	3	3	3	1	1	2	6
		小 計	172	193	227	154	130	120	94
	そ の 他	3	11	8	15		2	2	2
	計	1,931	1,943	1,991	2,018	1,897	1,921	1,793	1,738

第2表 年齢別・相談種類別受付状況

(令和5年度 福祉行政報告例)

年齢別	養護相談			保 健 相 談	障 害 相 談								非 行 相 談				育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	そ の 他 の 相 談				肢 体 不 自 由 相 談				視 聴 覚 障 害 相 談		言 語 発 達 障 害 等 相 談		重 症 心 身 障 害 相 談		知 的 障 害 相 談		発 達 障 害 相 談		ぐ 犯 行 為 等 相 談						触 法 行 為 等 相 談		性 格 行 動 相 談		不 登 校 相 談		適 性 相 談		育 児 ・ し つ け 相 談																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中 央	幡 多	中 央		中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多					中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多	中 央	幡 多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
0 歳	26	2	15	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

第3表 経路別受付状況

(平成29年度～令和5年度)

所 別	年 度 別	県 機 関	市町村機関			児 童 福 祉 施 設 等	警察からの 通告		家裁からの 送致		医 療 機 関	保 健 所	支 援 セ ン タ ー 家 庭	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
			福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他		14 歳 未 満	14 歳 以 上 18 歳 未 満	14 歳 未 満	14 歳 以 上 18 歳 未 満											
中央児童相談所	H29	(24) 8	(384) 115			(1) 95	(2) 128	(2) 27			(23) 18			(17) 123			(196) 286			(9) 79	(658) 1,014
	H30	(10) 5	(378) 21					(1) 38			(22) 27			(7) 106			(233) 234				(651) 1,016
	R1	23	380	9	55	68	221	67	4	3	25	8	2	143	10		404	153	10	102	1,687
	R2	21	284	22	110	63	310	69		1	16	1	4	84	11	1	277	156	7	149	1,586
	R3	11	347	7	106	79	287	82			14		7	67	17		343	160	11	87	1,625
	R4	6	358	27	77	87	259	60			14	5	11	46	22		282	167	15	107	1,543
	R5	25	365	50	50	76	297	57			15	1	9	44	12	2	296	136	5	57	1,497
	比率	1.7%	24.4%	3.3%	3.3%	5.1%	19.9%	3.8%			1.0%	0.1%	0.6%	2.9%	0.8%	0.1%	19.8%	9.1%	0.3%	3.8%	100.0%
幡多児童相談所	H29	4	42		16	13	7				10	5	1	21	1		132	9	1	9	271
	H30	2	67		31	16	19	3			19	13	1	15	1		112	11	3	11	324
	R1	3	55		40	15	22	3			11	13		11			125	22		11	331
	R2	3	35	3	23	10	34	5			9	18		33	2		97	23	1	15	311
	R3	2	53		29	13	20	6		1	13	13		22	3		103	1	1	16	296
	R4	5	47		11	4	53	8			16	2		5			92	5	1	1	250
	R5	6	39		20		6	30			9			9	2		98	11	3	8	241
	比率	2.5%	16.2%		8.3%		2.5%	12.5%			3.7%			3.7%	0.8%		40.7%	4.6%	1.2%	3.3%	100.0%
計	H29	(24) 12	(384) 157			(1) 108	(2) 135	(2) 27			(23) 28			(17) 144			(196) 418			(9) 88	(658) 1,285
	H30	(10) 7	(378) 88					(1) 41			(22) 46			(7) 121			(233) 346				(651) 1,340
	R1	26	435	9	95	83	243	70	4	3	36	21	2	154	10		529	175	10	113	2,018
	R2	24	319	25	133	73	344	74		1	25	19	4	117	13	1	374	179	8	164	1,897
	R3	13	400	7	135	92	307	88		1	27	13	7	89	20		446	161	12	103	1,921
	R4	11	405	27	88	91	312	68			30	7	11	51	22		374	172	16	108	1,793
	R5	31	404	50	70	76	303	87			24	1	9	53	14	2	394	147	8	65	1,738
	比率	1.8%	23.2%	2.9%	4.0%	4.4%	17.4%	5.0%			1.4%	0.1%	0.5%	3.0%	0.8%	0.1%	22.7%	8.5%	0.5%	3.7%	100.0%

※ () は、療育福祉センター受付分。

※ H31.4.1障害児部門が療育福祉センターから中央児童相談所へ移管された。

第4表 市町村別相談対応状況

(令和4年度・令和5年度)

所 別	福祉保健所別 ・ 市 町 村 別	令 和 4 年 度						令 和 5 年 度						
		養 護 相 談	（虐待 認定相 談）	非 行 相 談	育 成 相 談	そ保 の健 他・ の障 害 相 害 談・	計	養 護 相 談	（虐待 認定相 談）	非 行 相 談	育 成 相 談	そ保 の健 他・ の障 害 相 害 談・	計	
中 央 児 童 相 談 所	高 知 市	265	265	56	23	360	969	279	230	54	24	349	936	
	室 戸 市	8			1	6	15		10			11	21	
	安 芸 市	4	5			11	20	2	9			15	26	
	香 南 市	24	37	1	4	26	92	19	40	1	1	39	100	
	香 美 市	17	16		1	30	64	14	9	5	1	18	47	
	南 国 市	42	31	4	6	32	115	38	31	4	1	41	115	
	土 佐 市	18	17		1	9	45	11	7	1	1	17	37	
	須 崎 市	10	15	3	1	17	46	4	15	1	2	17	39	
	安 芸	東 洋 町					1	1	1	1			1	3
		奈 半 利 町	3	4			4	11					5	5
		田 野 町	1	5			3	9		5		1	3	9
		安 田 町						0						0
		北 川 村						0						0
		馬 路 村	1	1				2		1			1	2
	中 央 東	芸 西 村	5				8	13	5	1		2		8
		本 山 町		4			3	7	1	2				3
		大 豊 町		2				2	1					1
		土 佐 町	1				4	5					1	1
	中 央 西	大 川 村						0						0
		仁 淀 川 町					7	7		1			1	2
		い の 町	9	13	2		9	33	5	20			20	45
		佐 川 町	6	6	1	1	13	27	6	5	2	3	16	32
		越 知 町	3	1			6	10	3	1			4	8
	須 崎	日 高 村		2			3	5	3	3			2	8
		中 土 佐 町	5	5		1	1	12	2	3			4	9
		津 野 町	1	8			4	13		4			9	13
	四 万 十 市	梶 原 町	1					1	4	2	1		2	9
		四 万 十 市	1					1	1			1	1	3
		四 万 十 町					1	1	1					1
	県 外	10		1		1	12	13		2		1	16	
	不 明	5					5						0	
	計	440	437	68	39	559	1,543	413	400	71	37	578	1,499	
幡 多 児 童 相 談 所	四 万 十 市	10	25	6	20	41	102	19	11	2	20	49	101	
	宿 毛 市	7	15	1	6	27	56	15	19		4	17	55	
	土 佐 清 水 市	7	5	1	8	7	28	3	6		10	9	28	
	須崎 四 万 十 町	1	11			2	14	5	6			9	20	
	幡 多	黒 潮 町	4	5		13	14	36	1	4		6	12	23
		大 月 町		1		2	2	5	2			3	2	7
		三 原 村		2		1	1	4	3	2			1	6
	高 知 市	1					1	1					1	
	県 外	2				2	4						0	
	計	32	64	8	50	96	250	49	48	2	43	99	241	
合 計	472	501	76	89	655	1,793	462	448	73	80	677	1,740		

第5表 相談種類別経路

(令和5年度)

	都 道 府 県				市 町 村				児童福祉施設 指定医療機関			警察等	家庭裁判所	保健所 医療機関		学 校 等			里親	(児童を 含む)員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関			保健所	医療機関	幼稚園	小学校	高等学校							
全 体	中央	20	1		4	365		50	50			9		1	15	1	31	12	12	2	296	136	5	57	1,497
	幡多	6				39									9		8	1	2		98	11	3	8	241
	計	26	1	0	4	404	0	50	70	5	71	0	9	0	1	24	1	39	13	14	2	394	147	8	65
養 護	中央	17			4	22		1	34	5	55	9		1	9	1	30	7	11	2	129	136	4	37	810
	幡多	6				3			4						1		7	1	2		24	11	3		97
	計	23	0	0	4	25	0	1	38	5	55	0	9	0	1	10	1	37	8	13	2	153	147	7	37
虐 待 (通告)	中央	14			1	10		1	11	2	1	4			9		19	4		2	52	136	4	39	584
	幡多	6							2						1		4	1			9	11	3		66
	計	20	0	0	1	10	0	1	13	2	1	4	0	0	10	0	23	5	0	2	61	147	7	39	650
虐 待 (認定)	中央	9			1	6		1	9			3			6		18	3			29	34	3	24	400
	幡多	5							2								4	1			6	1	2		48
	計	14	0	0	1	6	0	1	11	0	0	3	0	0	6	0	22	4	0	0	35	35	5	24	448
非 行	中央	3									3				2						14		1	1	74
	幡多																				1				2
	計	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	15	0	1	1	76

※養護については、虐待を含む件数を計上。

第6表 養護相談発生要因別状況

(平成26年度～令和5年度 福祉行政報告例)

所 別	年 度 別	家 出 ・ 失 踪	死 亡	離 婚	傷 病 ・ 入 院	家 族 環 境		そ の 他	計
						虐 待	そ の 他		
中央児童相談所	H26			1	9	215	308	89	622
	H27	1		1	17	359	255	114	747
	H28	1	1		18	293	345	206	864
	H29	4	2		10	296	405	170	887
	H30		4	1	5	393	275	192	870
	R1		2		13	409	340	239	1,003
	R2	2	1		12	557	278	214	1,064
	R3	2	2		24	400	262	228	918
	R4	2	4	1	17	444	195	222	885
	R5	2	7		7	423	229	173	841
	比率	0.3%	0.8%		0.8%	50.3%	27.2%	20.6%	100.0%
幡多児童相談所	H26		1			27	51		79
	H27		1		2	31	55		89
	H28				1	11	59		71
	H29					36	42		78
	H30		1			29	67		97
	R1					52	71		123
	R2		1			36	75	15	127
	R3	1	2			63	30	12	108
	R4	1			4	64	14	13	96
	R5	1	5			48	30	14	98
	比率	1.0%	5.1%			49.0%	30.6%	14.3%	100.0%
計	H26		1	1	9	242	359	89	701
	H27	1	1	1	19	390	310	114	836
	H28	1	1		19	304	404	206	935
	H29	4	2		10	332	447	170	965
	H30		5	1	5	422	342	192	967
	R1		2		13	461	411	239	1,126
	R2	2	2		12	593	353	229	1,191
	R3	3	4		24	463	292	240	1,026
	R4	3	4	1	21	508	209	235	981
	R5	3	12		7	471	259	187	939
	比率	0.3%	1.3%		0.7%	50.2%	27.6%	19.9%	100.0%

※ 1ケースに対して複数の対応あり。第12表と同数となるよう計上。

※療育福祉センター受付の養護相談件数： H28 4件（その他4件）、H29 6件（死亡1件、離婚1件、傷病1件、家族環境
その他2件、その他1件）、H30 1件（家族環境その他）

第7表 児童虐待相談対応状況

1 虐待に関する相談対応件数の推移

所別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
中央	126	111	137	165	212	349	280	291	391	406	550	396	437	400
幡多	16	5	16	16	23	30	11	35	29	52	33	56	64	48
計	(312) 142	(282) 116	(299) 153	(288) 181	(383) 235	(515) 379	(417) 291	(453) 326	(595) 420	(697) 458	(799) 583	(655) 452	(726) 501	(650) 448

※（ ）は、児童虐待相談（通告）件数です。

2 虐待の経路別相談対応件数

年度	所別	総数	県機関	市 町 村 機 関				児童福祉施設等	医療機関	警察	学校等	家族親戚	近隣知人	その他
				福祉事務所	児童委員	保健センター	その他							
R3	中央	396	1	4		1	20	4	4	255	15	28	23	41
	幡多	56		4					1	24	8	6	1	12
	計	452	1	8	0	1	20	4	5	279	23	34	24	53
	比率	100.0%	0.2%	1.8%	0.0%	0.2%	4.4%	0.9%	1.1%	61.7%	5.1%	7.5%	5.3%	11.7%
R4	中央	437	1	12		1	19	13	5	236	24	22	43	61
	幡多	64	1	6			2		2	48	4			1
	計	501	2	18	0	1	21	13	7	284	28	22	43	62
	比率	100.0%	0.4%	3.6%	0.0%	0.2%	4.2%	2.6%	1.4%	56.7%	5.6%	4.4%	8.6%	12.3%
R5	中央	400	10	6		1	9		6	254	21	29	34	30
	幡多	48	5				2			27	5	6	1	2
	計	448	15	6	0	1	11	0	6	281	26	35	35	32
	比率	100.0%	3.4%	1.3%	0.0%	0.2%	2.5%	0.0%	1.3%	62.7%	5.8%	7.8%	7.8%	7.2%

3 主たる虐待者

（福祉行政報告例）

年度	所別	総数	父		母		その他 （両親、内縁 祖父母等）
			実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	
R3	中央	396	68	19	92	4	213
	幡多	56	23	2	12		19
	計	452	91	21	104	4	232
	比率	100.0%	20.1%	4.6%	23.0%	0.9%	51.3%
R4	中央	437	72	7	139	2	217
	幡多	64	16	1	17		30
	計	501	88	8	156	2	247
	比率	100.0%	17.6%	1.6%	31.1%	0.4%	49.3%
R5	中央	400	62	6	100	1	231
	幡多	48	17	2	11		18
	計	448	79	8	111	1	249
	比率	100.0%	17.6%	1.8%	24.8%	0.2%	55.6%

4 主たる虐待者の年齢層

（R5年度）

年齢層	父		母		その他		計
	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	
10歳代			2				2
20歳代	45	5	75	6	8		139
30歳代	109	11	154	10	6		290
40歳代	93	12	81	11	8	1	206
50歳代	20	5	14	1	1	2	43
60歳代	4	2			2		8
70歳代	3				3		6
不明							0
計	274	35	326	28	28	3	694

※両親は性別によりそれぞれに計上。

5 被虐待者の年齢・相談種類別

年度	被虐待者の 年 齢	身体的 虐 待		性的 虐待		心理的 虐 待		初 れ 外		計
		中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	
R3	0～3歳 未 満	6				52	8	15	4	85
	3歳～ 学齢前児童	17	2			54	11	12	2	98
	小学生	38	12	2		81	7	18	1	159
	中学生	22		4		32	2	12	2	74
	高校生 その他	13	1		1	16	3	2		36
	計	96	15	6	1	235	31	59	9	452
	合 計	111		7		266		68		452
	比 率	24.6%		1.5%		58.9%		15.0%		100.0%
R4	0～3歳 未 満	8	1			55	16	11		91
	3歳～ 学齢前児童	20	2			65	10	21		118
	小学生	55	4	2	1	76	11	18	2	169
	中学生	39	5	2	2	27	2	4	2	83
	高校生 その他	12	1		1	19	4	3		40
	計	134	13	4	4	242	43	57	4	501
	合 計	147		8		285		61		501
	比 率	29.3%		1.6%		56.9%		12.2%		100.0%
R5	0～3歳 未 満	4				66	6	16	2	94
	3歳～ 学齢前児童	15	1			51	5	21	2	95
	小学生	37	4			71	13	21	2	148
	中学生	16	3	1		38	5	9		72
	高校生 その他	16	1			17	4	1		39
	計	88	9	1		243	33	68	6	448
	合 計	97		1		276		74		448
	比 率	21.7%		0.2%		61.6%		16.5%		100.0%

6 被虐待者の年齢別・性別 (R5年度)

年齢別	中央		幡多		男女 別計		計
	男	女	男	女	男	女	
0歳	17	10		2	17	12	29
1歳	12	14	2		14	14	28
2歳	22	11	3		25	11	36
3歳	16	7	1	1	17	8	25
4歳	17	17	1		18	17	35
5歳	13	9	3		16	9	25
6歳	13	7	2		15	7	22
7歳	16	6	2		18	6	24
8歳	14	15	5		19	15	34
9歳	15	8		1	15	9	24
10歳	9	10	4	2	13	12	25
11歳	11	8	1	2	12	10	22
12歳	20	6	1	2	21	8	29
13歳	7	9	3	1	10	10	20
14歳	8	9	3		11	9	20
15歳	7	13		1	7	14	21
16歳	6	9		2	6	11	17
17歳	1	7		3	1	10	11
18歳以上	1				1		1
計	225	175	31	17	256	192	448

第8表 ぐ犯・触法行為等相談の主訴別状況

(平成26年度～令和5年度)

所 別	年 度 別	窃 盗	恐 喝 ・ 強 盗	暴 行	傷 害	放 火 ・ ろ う 火	わ い せ つ	喫 煙 物 ・ 乱 飲 酒 用	金 銭 持 出	粗 暴	虚 言 ・ 反 抗	不 純 異 性 交 遊	家 出 ・ 怠 学	施 設 無 断 外 出	そ の 他	計
中央児童相談所	H26	50	1	5	16	4	8	1	8	4	3	1	38		13	152
	H27	53	1	7	1	2	8		3	3		4	26		19	127
	H28	36		12	2	1	7	1	9	2		3	20	1	7	101
	H29	39		5	2	2	8		10	4	1	4	14		2	91
	H30	37	1	3	2	1	8	1	3	1	5	4	7	3	1	77
	R1	36		6	3		9		8	2	1	5	9	1	10	90
	R2	22	1	3	2	1	10		2		1	1	10	1	9	63
	R3	17	1	11		4	11		7	3	1	4	17	5	12	93
	R4	12		4	5		3		2	2	1	5	18		13	65
	R5	28		6	5	2	5	2				4	8		14	74
	比率	37.8%		8.1%	6.8%	2.7%	6.8%	2.7%				5.4%	10.8%		18.9%	100.0%
幡多児童相談所	H26	4		2		2			1	1		1	4			15
	H27	4					1		2				3	1		11
	H28	1		1											2	4
	H29	1											2			3
	H30	2		1			2						2			7
	R1	2					2			1						5
	R2	2					5									7
	R3	2					6						1			9
	R4	5					2					1				8
	R5	1					1									2
	比率	50.0%					50.0%									100.0%
計	H26	54	1	7	16	6	8	1	9	5	3	2	42		13	167
	H27	57	1	7	1	2	9		5	3		4	29	1	19	138
	H28	37		13	2	1	7	1	9	2		3	20	1	9	105
	H29	40		5	2	2	8		10	4	1	4	16		2	94
	H30	39	1	4	2	1	10	1	3	1	5	4	9	3	1	84
	R1	38		6	3		11		8	3	1	5	9	1	10	95
	R2	24	1	3	2	1	15		2		1	1	10	1	9	70
	R3	19	1	11		4	17		7	3	1	4	18	5	12	102
	R4	17		4	5		5		2	2	1	6	18		13	73
	R5	29		6	5	2	6	2				4	8		14	76
	比率	38.2%		7.9%	6.6%	2.6%	7.9%	2.6%				5.3%	10.5%		18.4%	100.0%

※療育福祉センター受付の非行相談件数：H28 1件（わいせつ）、H29 1件（窃盗）
H30 1件（自家金持出）

第9表 調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況

(令和5年度 福祉行政報告例)

所 別	対 象 者	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学診断指導			心 理 診 断 指 導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
			診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司	児 童 福 祉 司	そ の 他 の 所 員
中央児童相談所	児 童	5,069	21	1	3	349	446	62	102	653	58		146	22	
	(再掲) 児童虐待	2,869	14		2	38	19	28	48	289	18		33	14	
	保 護 者	10,206	4							74	59		24	15	
	(再掲) 児童虐待	5,864	2							36	19		7	8	
	そ の 他	24,308	14							119	22		29	16	1
	(再掲) 児童虐待	14,148	11							66	4		3	7	
	計	39,583	39	1	3	349	446	62	102	846	139	0	199	53	1
	(再掲) 児童虐待	22,881	27	0	2	38	19	28	48	391	41	0	43	29	0
幡多児童相談所	児 童	585	19			68	59	11	16				44	9	2
	(再掲) 児童虐待	345	8			2		8	8				30	6	
	保 護 者	978	2											28	
	(再掲) 児童虐待	670												25	
	そ の 他	1,491	2											7	
	(再掲) 児童虐待	991												5	
	計	3,054	23	0	0	68	59	11	16	0	0	0	44	44	2
	(再掲) 児童虐待	2,006	8	0	0	2	0	8	8	0	0	0	30	36	0
計	児童・保護者・その他	42,637	62	1	3	417	505	73	118	846	139	0	243	97	3
	(再掲) 児童虐待	24,887	35	0	2	40	19	36	56	391	41	0	73	65	0
	児童・保護者・その他		66			1,959						343			
	(再掲) 児童虐待		37			542						138			

第10表 一時保護の状況（合計）

（令和5年度）

相談種類別		所別	継前 続保年 護分度	本 年度 受 付	対 応 状 況 等								
					施 設 入 所	里 親 委 託	他 機 関 移 送	帰 宅	そ の 他	継年 続度 保 護末	計	延 日 数	平 均 日 数
養 護	虐 待	中央	4	143	19	5	1	66	52	4	147	5,344	36.4
		幡多		15		1	2	9	3		15	400	26.7
	そ の 他	中央	10	132	8	11	1	56	59	7	142	1,982	14.0
		幡多		10	1			6	3		10	314	31.4
非 行		中央		16	5			7	1	3	16	682	42.6
		幡多									0		
育 成		中央	5	31	5	1	1	5	21	3	36	797	22.1
		幡多									0		
障 害 ・ 保 健 そ の 他		中央									0		
		幡多									0		
計		中央	19	322	37	17	3	134	133	17	341	8,805	25.8
		幡多	0	25	1	1	2	15	6	0	25	714	28.6
		計	19	347	38	18	5	149	139	17	366	9,519	26.0
一 日 平 均 在 籍 人 員		中央	24.06		幡多	1.95							

第10表 一時保護の状況（一時保護所／一時保護委託）

（令和5年度）

（一時保護所）

相談種類別		所別	継前 続保年 護分度	本年度 受付	対 応 状 況 等								
					施設 入所	里親 委託	他機 関移送	帰 宅	そ の 他	継年 続度 保護末	計	延 日 数	平均 日数
養 護	虐 待	中央	1	94	4		1	58	28	4	95	3,299	34.7
		幡多		2				2			2	40	20.0
	そ の 他	中央	8	58	6		1	31	21	7	66	1,094	16.6
		幡多		3				3			3	78	26.0
非 行		中央		16	5			7	1	3	16	682	42.6
		幡多									0		
育 成		中央	5	19	5	1	1	5	9	3	24	784	32.7
		幡多									0		
障 害 ・ 保 健 そ の 他		中央									0		
		幡多									0		
計		中央	14	187	20	1	3	101	59	17	201	5,859	29.1
		幡多	0	5	0	0	0	5	0	0	5	118	23.6
		計	14	192	20	1	3	106	59	17	206	5,977	29.0
一 日 平 均 在 籍 人 員		中央	16.01		幡多	0.32							

（一時保護委託）

相談種類別		所別	継前 続保年 護分度	本年度 受付	対 応 状 況 等								
					施設 入所	里親 委託	他機 関移送	帰 宅	そ の 他	継年 続度 保 護末	計	延 日 数	平均 日 数
養 護	虐 待	中央	3	49	15	5		8	24		52	2,045	39.3
		幡多		13		1	2	7	3		13	360	27.7
	そ の 他	中央	2	74	2	11		25	38		76	888	11.7
		幡多		7	1			3	3		7	236	33.7
非 行		中央									0		
		幡多									0		
育 成		中央		12					12		12	13	1.1
		幡多									0		
障 害 ・ 保 健 そ の 他		中央									0		
		幡多									0		
計		中央	5	135	17	16	0	33	74	0	140	2,946	21.0
		幡多	0	20	1	1	2	10	6	0	20	596	29.8
		計	5	155	18	17	2	43	80	0	160	3,542	22.1
一 日 平 均 在 籍 人 員		中央	8.05		幡多	1.63							

第11表 一時保護の相談種類別・学年別状況（一時保護所）

（令和5年度）

入所理由 学年別	養 護		養 護		ぐ犯・触法		育 成		そ の 他		計	
	虐 待		そ の 他									
	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数
乳 幼 児	25	1,035	19	283							44	1,318
小 学 生	小 1	4	210	2	25			1	26		7	261
	小 2	5	257	2	41						7	298
	小 3	3	161	4	105						7	266
	小 4	9	418	2	71						11	489
	小 5	5	147	6	89			12	502		23	738
	小 6	2	58	6	103						8	161
	小 計	28	1,251	22	434	0	0	13	528	0	63	2,213
中 学 生	中 1	14	398			4	204	7	65		25	667
	中 2	5	33	4	74	5	237	2	144		16	488
	中 3	14	458	6	160	2	112	2	47		24	777
	小 計	33	889	10	234	11	553	11	256	0	65	1,932
そ の 他	9	124	15	143	5	129					29	396
計	95	3,299	66	1,094	16	682	24	784	0	0	201	5,859

入所理由 学年別	養 護		養 護		ぐ犯・触法		育 成		そ の 他		計	
	虐 待		そ の 他									
	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数
乳 幼 児			1	8							1	8
小 学 生	小 1		1	35							1	35
	小 2										0	0
	小 3	1	20								1	20
	小 4		1	35							1	35
	小 5	1	20								1	20
	小 6										0	0
	小 計	2	40	2	70	0	0	0	0	0	4	110
中 学 生	中 1										0	0
	中 2										0	0
	中 3										0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他											0	0
計	2	40	3	78	0	0	0	0	0	0	5	118

第11表 一時保護の相談種別・学年別状況（一時保護委託）

（令和5年度）

中央児童相談所	入所理由		養 護				ぐ犯・触法		育 成		そ の 他		計	
			虐 待		その他									
	学年別		延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数
	乳 幼 児		33	972	55	678							88	1,650
小 学 生	小 1	4	312									4	312	
	小 2	1	123	13	88							14	211	
	小 3	1	46									1	46	
	小 4	2	26									2	26	
	小 5	2	253	3	47							5	300	
	小 6	1	174	2	30							3	204	
	小 計	11	934	18	165	0	0	0	0	0	0	29	1,099	
中 学 生	中 1	5	37					5	5			10	42	
	中 2			2	30							2	30	
	中 3	2	94	1	15			7	8			10	117	
	小 計	7	131	3	45	0	0	12	13	0	0	22	189	
そ の 他		1	8									1	8	
計		52	2,045	76	888	0	0	12	13	0	0	140	2,946	

幡 多 児 童 相 談 所	入所理由		養 護				ぐ犯・触法		育 成		そ の 他		計	
			虐 待		その他									
	学年別		延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数
	乳 幼 児		4	98	6	206							10	304
小 学 生		小 1	1	14	1	30							2	44
		小 2											0	0
		小 3	1	56									1	56
		小 4											0	0
		小 5	2	68									2	68
		小 6											0	0
		小 計	4	138	1	30	0	0	0	0	0	0	5	168
中 学 生		中 1	3	47									3	47
		中 2											0	0
		中 3											0	0
		小 計	3	47	0	0	0	0	0	0	0	0	3	47
そ の 他		2	77									2	77	
計		13	360	7	236	0	0	0	0	0	0	20	596	

第12表 相談種類別対応状況（中央児童相談所／幡多児童相談所）

（令和5年度 福祉行政報告例）

		対応状況										その他			計			未対応件数（年度末現在）							
		面接指導			対応				対応																
		助言指導	継続指導	他機関あわせ	児童福祉司指導	児童委員指導	指導・支援センター 指導委託1	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・制約										児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	指定発達支援医療機関委託	里親委託	（家庭裁判所送致） 第27条第1項第4号
養護相談	児童虐待相談 その他の養護相談	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多				
		292	23	34	19	3	2	49	2	16			2	1			21			5	1		423	48	4
障害相談	視聴覚障害相談 言語発達障害等相談 重症心身障害相談 知的障害相談 発達障害相談	202	17	88	14	6	19	4	3			23	2			20	6		43	1		418	50	7	
																						0	0		
																						0	0		
																							0	15	
																							1	16	1
非行相談	く犯行為等相談 触法行為等相談	403	66	1															15			554	66		
		1	17																			6	17		
育成相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談	5		7	1		1					3							1			17	1	1	
		5		40	1	1	3					3							2			54	1	2	
		7	24	18	12		1					6	1				1			2			36	36	3
				1	1																		1	2	
その他	その他相談		2																			0	3		
																						0	2		
比率	計	915	167	189	49	10	8	73	6	19	0	0	56	2	1	0	0	26	7	0	0	1,527	242	17	0
		61.16%		13.45%		1.02%		4.47%		0.00%	0.96%	0.00%	0.00%	3.28%	0.06%	0.00%	1.87%		0.00%	1.19%	100.00%				

※1つのケースに複数の対応あり。

第13表 里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況

(令和6年4月1日現在)

○ 養育里親

市 町 村 別	登録里親数	児童を委託 している 里 親 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
高 知 市	43	15	18	1	4	10	1	2
安 芸 市	2							
香 南 市	5	2	3			3		
香 美 市	13	2	4			4		
南 国 市	10	6	7		4		1	2
土 佐 市	2	1	1			1		
須 崎 市	3	3	5			2		3
奈 半 利 町	2							
安 田 町	1							
馬 路 村	3	1	1		1			
本 山 町	3	1	1			1		
土 佐 町	3	2	2			1		1
い の 町	6	1	1		1			
仁 淀 川 町	2	1	2				2	
越 知 町	1	1	1				1	
日 高 村	1	1	1				1	
梶 原 町	1	1	2			1		1
四 万 十 市	4							
土 佐 清 水 市	2	1	1					1
宿 毛 市	1							
四 万 十 町	2							
黒 潮 町	1							
大 月 町	2	1	1				1	
計	113	40	51	1	10	23	7	10

※登録里親数にはファミリーホームを含む

※専門里親：高知市2名、安芸市1名、香南市1名、梶原町1名

○ 養子縁組里親

市 町 村 別	登録里親数	児童を委託 している 里 親 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
高 知 市	14	1	1	1				
安 芸 市	1							
香 南 市	3	1	1		1			
香 美 市	1							
南 国 市	1							
奈 半 利 町	1							
馬 路 村	2	1	1		1			
本 山 町	2							
土 佐 町	1							
い の 町	1							
四 万 十 市	2							
計	29	3	3	1	2	0	0	0

※養育里親と養子縁組里親の両方に登録している里親：18組

第13表 里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況

(令和6年4月1日現在)

○ 親族里親

	市 町 村 別	登録里親数	児童を委託 している 里 親 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
					0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
親族里親	高 知 市	11	9	12		1	2	3	6
	香 南 市	3	3	4			4		
	香 美 市	2	2	2			2		
	南 国 市	2	2	3		2			1
	土 佐 市	2	2	4		1	2	1	
	須 崎 市	3	3	3			3		
	安 田 町	1	1	1					1
	い の 町	2	2	2				1	1
	佐 川 町	1	1	1					1
	越 知 町	1	1	2				2	
	中 土 佐 町	1	1	1					1
	梶 原 町	1	1	4				2	2
	宿 毛 市	2	2	3			1	1	1
	四 万 十 町	1	1	2		1	1		
	黒 潮 町	2	2	2		1	1		
	三 原 村	1	1	1					1
	計	36	34	47	0	6	16	10	15

○ファミリーホーム

市 町 村 別	事業者数	児童を委託 している 事 業 者 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
高 知 市	2	2	7		2	1	2	2
安 芸 市	1	1	2		1	1		
香 美 市	1	1	2			1		1
四 万 十 市	1	1	2					2
計	5	5	13	0	3	3	2	5

第14表 電話相談の状況

(令和4年度・令和5年度)

注) 平成18年度から、電話相談業務を社会福祉法人に委託。

●相談内容

		R4	R5
養	護 相 談	11	11
保	健 相 談	2	8
障	害 相 談	1	3
非	行 相 談	3	7
育 成 相 談	性 格 行 動	2	4
	不 登 校	2	
	適 性		
	し つ け	4	6
	そ の 他	3	
	小 計	11	10
家 庭 問 題 相 談		12	16
学 校 問 題 相 談		1	3
社 会 問 題	い じ め 相 談	3	2
	性 的 被 害		1
	異 性 関 係	1	
	社 会 関 係	2	3
	小 計	6	6
そ の 他 の 相 談		3	7
計		50	71

●相談対象者年齢別

	R4	R5
乳 幼 児	12	17
小 学 生	7	17
中 学 生	11	14
高 校 生 以 上	16	16
不 明	4	7

●相談者

	R4	R5
本 人	9	10
父	14	17
母	16	27
祖 父 母	4	4
きょうだい		
親 戚	2	2
友 人		
近隣知人	2	4
そ の 他	3	7

●地域別

	R4	R5
高 知 市	3	23
高知市以外の市	6	6
郡 部		2
県 外	1	
不 明	40	40

●相談対象者性別

	R4	R5
男	22	31
女	21	21
不 明	7	19

●相談時間帯

	R4	R5
9時～11時	10	17
11時～13時	12	14
13時～15時	12	17
15時～17時	10	9
17時～18時	6	14

●相談所要時間

	R4	R5
0～15分	23	36
15分～30分	12	19
30分～45分	7	8
45分～60分		5
60分以上	8	3

●相談処理状況

	R4	R5
助 言	18	18
傾 聴	21	24
来 所		
他 機 関 紹 介	1	20
そ の 他	10	9

●曜日別件数

	R4	R5
月 曜 日	4	21
火 曜 日	8	6
水 曜 日	7	11
木 曜 日	11	3
金 曜 日	8	8
土 曜 日	6	10
日 曜 日	6	12

●月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4	10	4	3	2	1	4	3	3	4	4	6	6
R5	2	6	11	4	6	7	3	7	5	5	8	7

第15表 夜間・休日電話対応状況

(令和5年度)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
虐待通告 (相談)	件数	中央	4	10	6	6	6	11	10	6	3	2	5	2	71
		幡多		1		2				1	1			1	6
		計	4	11	6	8	6	11	10	7	4	2	5	3	77
	時間 (分)	中央	31	105	73	92	32	178	114	85	27	38	53	21	849
		幡多		10		23				20	14			7	74
		計	31	115	73	115	32	178	114	105	41	38	53	28	923
子育て S O S	件数	中央		3	3		1	1		2	1		1	1	13
		幡多						2		4					6
		計	0	3	3	0	1	3	0	6	1	0	1	1	19
	時間 (分)	中央		59	61		10	15		44	46		20	23	278
		幡多						43		73					116
		計	0	59	61	0	10	58	0	117	46	0	20	23	394
その他	件数	中央	222	276	223	200	158	214	231	239	229	214	189	241	2,636
		幡多		6	2	8	25	18	13	12	23	9	20	17	153
		計	222	282	225	208	183	232	244	251	252	223	209	258	2,789
	時間 (分)	中央	351	536	355	294	214	301	294	369	345	356	254	300	3,969
		幡多		6	26	9	36	21	13	12	25	11	24	22	205
		計	351	542	381	303	250	322	307	381	370	367	278	322	4,174
合計	件数	中央	226	289	232	206	165	226	241	247	233	216	195	244	2,720
		幡多	0	7	2	10	25	20	13	17	24	9	20	18	165
		計	226	296	234	216	190	246	254	264	257	225	215	262	2,885
	時間 (分)	中央	382	700	489	386	256	494	408	498	418	394	327	344	5,096
		幡多	0	16	26	32	36	64	13	105	39	11	24	29	395
		計	382	716	515	418	292	558	421	603	457	405	351	373	5,491



資 料



児童相談所管内面積及び人口	50
市町村子ども家庭相談担当部署一覧	51
児童福祉法等の主な改正	52
要保護児童対策地域協議会とは	54
要保護児童対策地域協議会 会議開催状況	55
子ども虐待とは	56
子ども虐待の要因	57
子ども虐待の程度と対応	58
リスクアセスメントシート	59
施設一覧	60

児童相談所管内面積及び人口

児相	福祉保健所	市町村名	面積（単位：km ² ）	人口（単位：人）	18歳未満人口
中央児童相談所	一	高 知 市	309.00	314,748	44,110
	安 芸	室 戸 市	248.22	11,503	884
		安 芸 市	317.16	15,782	1,677
		東 洋 町	74.02	2,110	152
		奈 半 利 町	28.37	2,894	290
		田 野 町	6.53	2,464	286
		安 田 町	52.36	2,325	224
		北 川 村	196.73	1,185	101
		馬 路 村	165.48	779	87
		芸 西 村	39.60	3,591	472
		小 計	1,128.47	42,633	4,173
	中央東	香 南 市	126.46	32,732	4,790
		香 美 市	537.86	24,774	3,081
		南 国 市	125.30	45,934	6,889
		本 山 町	134.22	3,155	316
		大 豊 町	315.06	3,053	202
		土 佐 町	212.13	3,506	412
		大 川 村	95.27	339	47
		小 計	1,546.30	113,493	15,737
	中央西	土 佐 市	91.50	25,857	3,544
		い の 町	470.97	21,057	2,488
		仁 淀 川 町	333.00	4,603	363
		佐 川 町	100.80	11,940	1,486
		越 知 町	111.95	4,896	472
		日 高 村	44.85	4,762	544
		小 計	1,153.07	73,115	8,897
	須 崎	須 崎 市	135.20	19,434	2,455
		中 土 佐 町	193.21	5,876	534
		津 野 町	197.85	5,293	622
		椿 原 町	236.45	3,139	373
		小 計	762.71	33,742	3,984
	8市14町5村 合計			4,899.55	577,731
幡多児童相談所	須 崎	四 万 十 町	642.28	15,249	1,684
	幡 多	四 万 十 市	632.32	31,696	4,188
		宿 毛 市	286.14	18,640	2,240
		土 佐 清 水 市	265.42	11,788	931
		黒 潮 町	188.46	10,031	1,025
		大 月 町	102.73	4,431	366
		三 原 村	85.37	1,393	115
		小 計	1,560.44	77,979	8,865
	3市3町1村 合計			2,202.72	93,228
高 知 県 計			7,102.28	670,959	87,450

※人口は住民基本台帳ネットワ-クス（R6.3.31現在）、面積は国土地理院（R5.10.1現在）による。

市町村子ども家庭相談担当部署一覧

(R6.4.1現在)

市 町 村 等		担 当 課	〒	住 所	TEL
	高 知 市	子ども家庭支援センター	780-8571	高知市本町5-1-45	088-823-1212
安芸福祉保健所	室 戸 市	子ども子育て支援課	781-7185	室戸市領家87	0887-22-6130
	安 芸 市	福祉事務所こども係	784-8501	安芸市土居82-1	0887-37-9452
	東 洋 町	住民課	781-7414	安芸郡東洋町大字生見758-3	0887-29-3394
	奈 半 利 町	住民福祉課	781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887-38-4012
	田 野 町	住民福祉課	781-6410	安芸郡田野町1828-5	0887-38-2812
	安 田 町	町民生活課	781-6421	安芸郡安田町大字安田1850	0887-38-6712
	北 川 村	住民課	781-6441	安芸郡北川村大字野友甲1530	0887-32-1214
	馬 路 村	健康福祉課	781-6201	安芸郡馬路村大字馬路443	0887-44-2112
	芸 西 村	健康福祉課	781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887-33-2112
中央東福祉保健所	香 南 市	福祉事務所子ども家庭相談係	781-5292	香南市野市町西野2706	0887-57-8509
	香 美 市	福祉事務所社会福祉班	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	0887-53-3117
	南 国 市	こども家庭センターこども相談係	783-8501	南国市大涌甲320	088-880-6564
	本 山 町	健康福祉課	781-3692	長岡郡本山町本山636	0887-70-1060
	大 豊 町	地域福祉課	789-0392	長岡郡大豊町津家1626	0887-72-0450
	土 佐 町	健康福祉課福祉係・健康係	781-3492	土佐郡土佐町土居194	0887-82-2333
	大 川 村	保健福祉課	781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887-84-2211
中央西福祉保健所	土 佐 市	子育て支援課子ども家庭支援センター	781-1192	土佐市高岡町甲2017-1	088-852-7702
	い の 町	教育委員会事務局	781-2192	吾川郡いの町1700-1	088-893-1922
	仁 淀 川 町	健康福祉課	781-1592	吾川郡仁淀川町大崎200	0889-35-0888
	佐 川 町	健康福祉課子どもサポート係	789-1202	高岡郡佐川町乙2310	0889-22-7705
	越 知 町	保健福祉課	781-1301	高岡郡越知町越知甲2457	0889-20-9078
	日 高 村	教育委員会教育支援室	781-2194	高岡郡日高村本郷61-1	0889-24-5115
須崎福祉保健所	須 崎 市	教育委員会子ども・子育て支援課	785-8601	須崎市山手町1-7	0889-42-1229
	中 土 佐 町	子どもセンター	789-1301	高岡郡中土佐町久礼6551-1	0889-52-2533
	津 野 町	健康福祉課 (総合保健福祉センター里楽)	785-0202	高岡郡津野町姫野々431-1 津野町総合保健福祉センター	0889-55-2151
	梶 原 町	保健福祉課 多世代包括支援係	785-0612	高岡郡梶原町川西路2320-1	0889-65-1170
	四 万 十 町	健康福祉課母子保健福祉係	786-8501	高岡郡四万十町琴平町16-17	0880-22-3115
幡多福祉保健所	四 万 十 市	福祉事務所社会福祉係	787-8501	四万十市中村大橋通4-10	0880-34-1120
	宿 毛 市	福祉事務所子育て支援室 子育て支援係	788-8686	宿毛市希望ヶ丘1	0880-62-1241
	土 佐 清 水 市	教育センター家庭児童相談室	787-0325	土佐清水市栄町6-13	0880-82-0355
	黒 潮 町	健康福祉課福祉係	789-1992	幡多郡黒潮町入野5893	0880-43-2124
	大 月 町	健康福祉課	788-0302	幡多郡大月町大字弘見2230	0880-73-1113
	三 原 村	住民課	787-0892	幡多郡三原村大字来栖野346	0880-46-2111

児童福祉法等の主な改正

平成 16 年に児童福祉法が改正され、平成 17 年 4 月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に法律で規定されました。また、要保護児童対策地域協議会の設置も可能となり住民に身近な地域での児童家庭相談体制の充実が図られました。

平成 20 年度からは虐待を受けたと思われる児童の安全確認が市町村に義務化され、児童家庭相談体制の充実が求められました。

平成 28 年の児童福祉法改正法では、市町村に妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」及び児童等に対する必要な支援を行うための拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められました。また、市町村における要対協の調整機関に専門職を配置することとされ、配置された専門職員は、国が定める基準に適合する研修を受講しなければならなくなりました。

令和元年の児童福祉法改正法では、体罰の禁止が法定化されました。

令和 4 年の児童福祉法改正法では、市町村において、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされています。

平成 16 年改正
○要保護児童対策地域協議会の法定化 ○市町村の役割の明確化 ・市町村は児童家庭相談に応じる（通告を受け対応する機関へ）。 ○都道府県（児童相談所）の役割 ・法的権限の行使や専門的知識及び技術を必要とするケースへの対応 ・市町村の後方支援
平成 19 年改正
○要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務化 ○児童家庭相談体制の充実 ＊児童虐待防止法改正法 ・虐待を受けたと思われる児童の安全確認が市町村に義務化
平成 20 年改正
○要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・支援対象を、子どもやその保護者、妊婦に拡大 ・調整機関に専門職の配置の努力義務が課される。
平成 28 年改正
○児童福祉法の理念の明確化 ・「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的な責任を負う」 ・「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」 ○市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務が明確化

平成 28 年改正
○要保護児童対策地域協議会の更なる機能強化 ・「要保護児童」の追加⇒18 歳以上 20 歳未満の施設入所等の措置等が採られている者（延長者等）とその保護者 ・調整担当者の配置の義務化 ・調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。 ○市町村は、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならない。（児童福祉法第 10 条の 2） ○緊急性等がなければ、児童相談所から市町村へのケース送致が可能となる。 ＊「平成 28 年児童福祉法等改正法」（一連の対策の更なる強化を図るため成立） ⇒子育て世代包括支援センターの全国展開、児童相談所の体制強化、代替養育の原則
令和元年改正（令和 2 年 4 月 1 日施行） （児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律）
○児童の権利擁護 ・親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならない。児童福祉施設の長等も同様 ○市町村及び児童相談所の体制強化等 ○関係機関間の連携強化 ・配偶者暴力相談支援センター等との連携協力に努める。（DV 対策）
令和 4 年改正（令和 6 年 4 月 1 日施行） （児童福祉法等の一部を改正する法律）
○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・こども家庭センターの設置 ・サポートプランの作成 ・新たな子育て支援事業の追加、拡充 ・家庭支援事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施 ○一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ・民間との協働による親子再統合支援事業の実施 ・里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ ○社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ・児童自立生活援助事業の年齢による一律の利用制限の弾力化 ・社会的養育経験者等を支援する拠点設置事業の創設 ○児童の意見聴取等の仕組みの整備 ○一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入（令和 7 年 6 月 1 日施行） ○子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ○児童をわいせつ行為から守る環境整備等

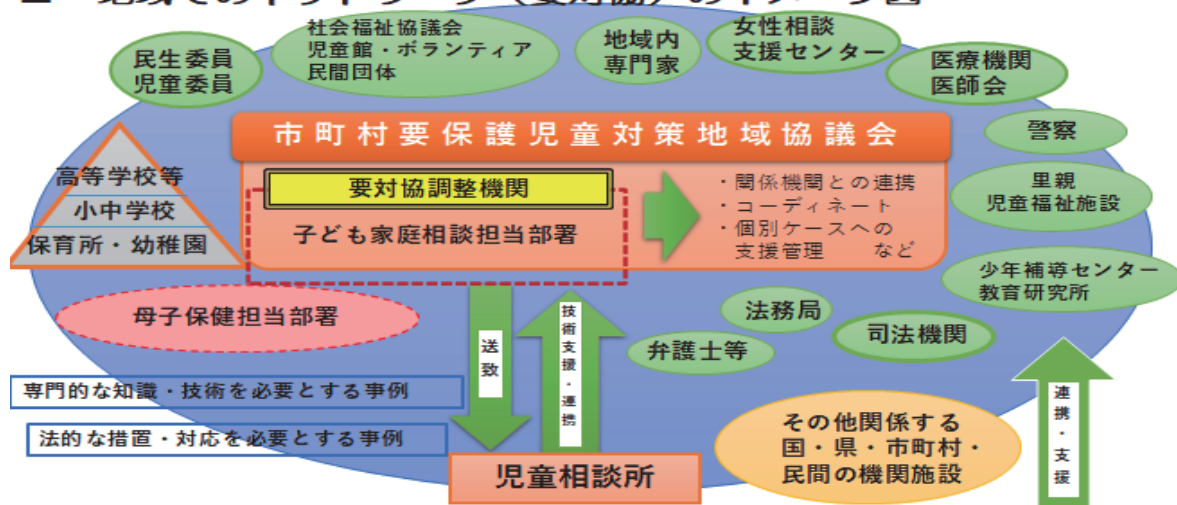
要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や支援についての考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していく必要があります。

要保護児童対策地域協議会（要対協）は、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うものです。

市町村の子ども家庭相談担当部署だけで、全ての支援対象児童等の支援を行っていくことは困難ですが、要対協を設置し地域の力を活用することにより、多くの関係機関が必要な支援を行えるようになります。

■ 地域でのネットワーク（要対協）のイメージ図



目的：支援対象児童等の適切な保護又は支援を図る。

内容：支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために、必要な情報の交換を行う。

支援の内容に関する協議を行う。

特 徴	
① 要対協が効果的に機能するために、調整機関が置かれている。	
② 要対協の構成メンバーに <u>守秘義務</u> が課せられている。	
③ 関係機関等に対し協力を求めることができる。	
支援対象児童等 （虐待を受けた子どもに限らず、非行児童等も含まれる。）	
要保護児童 児童福祉法 第6条の3第8項	- 保護者のない児童 - 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者 18歳以上20歳未満の施設入所等の措置が採られている措置延長者等とその保護者
要支援児童 児童福祉法 第6条の3第5項	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当する者を除く）及びその保護者
特定妊婦 児童福祉法 第6条の3第5項	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童対策地域協議会 会議開催状況

(令和5年度)

市 町 村 名	代表者会議		実務者会議	
	回数	うち児相参加	回数	うち児相参加
高 知 市	1	1	24	24
室 戸 市	1	1	3	3
安 芸 市	1	1	3	3
東 洋 町	1	1	3	3
中 芸 広 域 連 合	1	1	11	11
内 訳	奈 半 利 町		3	3
	田 野 町		3	3
	安 田 町		0	0
	北 川 村		3	3
	馬 路 村		2	2
芸 西 村	1	1	3	2
香 南 市	1	1	3	3
香 美 市	1	1	3	3
南 国 市	1	1	3	3
本 山 町	1	1	3	3
大 豊 町	1	1	1	1
土 佐 町	1	1	3	3
大 川 村	0	0	0	0
土 佐 市	1	1	3	3
い の 町	1	1	3	3
仁 淀 川 町	1	1	3	3
佐 川 町	1	1	3	3
越 知 町	1	1	3	3
日 高 村	1	1	2	2
須 崎 市	1	1	3	3
中 土 佐 町	1	1	3	3
津 野 町	1	1	3	3
梶 原 町	1	1	3	3
四 万 十 市	1	1	3	3
宿 毛 市	1	1	3	3
土 佐 清 水 市	1	1	3	3
四 万 十 町	1	1	4	4
黒 潮 町	1	1	3	3
大 月 町	1	1	2	2
三 原 村	1	1	1	1
合 計	29	29	111	110

子ども虐待とは

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

子ども虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、親権によって正当化されるものではありません。

保護者の中には、自らの暴行や体罰などの行為をしつけであると主張する場合がありますが、これらの行為は子どもにとって効果がないばかりか悪影響をもたらすものであり、不適切な行為です。

＊MEMO＊ 『子ども虐待はどこの家庭でも起こりうる社会問題です』

子ども虐待は、新しい社会現象ではなく、いつの時代も身近な大人からの暴力に苦しむ子どもはいました。

子どもの人権に関する認識の欠如から、親が子どもを叩いたり罵ったりしても、それは「しつけ」であり「他人の家には口を出さない」ことや、子ども虐待は特別な問題を抱える家庭や、特別な親が引き起こす特殊な問題とされていた社会認識がありました。

近年の虐待による死亡事例の頻発、社会の子どもの人権に関する認識や、啓発活動等で、これまでは子ども虐待として把握されなかった面前DVなどの事例も、相談・通告が行われるようになりました。

子ども虐待の定義

子ども虐待は、児童虐待防止法第2条に、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」と規定されています。

- ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ②性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- ④心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

＊POINT＊

- ・子どもの虐待はいくつかのタイプに分けられ、いずれにおいても子どもの心身に深刻な影響をもたらすものです。
- ・多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意が必要です。

子ども虐待の要因

子ども虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合っていると考えられています。虐待する保護者には、経済不況等の世相の影響、あるいは少子化・核家族化の影響からくる未経験や未熟さ、育児知識や技術の不足、さらに、世代間連鎖等多岐にわたる背景がみられます。地域社会からの孤立や人的なサポートの希薄さもまた重要な要因となっています。

リスク要因を多く有しているからといって、必ずしも虐待につながるわけではありません。虐待のおそれの有無を適切に判断するためには、リスク要因とともに、虐待を発生させることを防ぐ家族のストレングス（強み）とのバランスを意識してアセスメントすることが重要です。

リスク要因を早期から把握して支援につなぐことが虐待の発生予防となり、子どもの生命と人権を守り、子どもの健全な成長・発達を保障することにつながります。そのためには、子ども虐待はどこでも起こりうるという認識を持ち、一般子育て支援サービスを充実させることが重要です。

【虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点】

1 保護者側のリスク要因
・ 妊娠そのものを受容することが困難（望まない妊娠） ・ 若年の妊娠 ・ 子どもへの愛着形成が十分に行われていない（妊娠中に早産等何らかの問題行動が発生したことで胎児の受容に影響がある。子どもの長期入院など） ・ マタニティーブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況 ・ 性格が攻撃的・衝動的・あるいはパーソナリティの障害 ・ 精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等 ・ 保護者の被虐待経験 ・ 育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足 ・ 体罰容認などの暴力への親和性 ・ 特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求 など
2 子ども側のリスク要因
・ 乳児期の子ども ・ 未熟児 ・ 障害児 ・ 多胎児 ・ 保護者にとって何らかの育てにくさのある子ども など
3 養育環境のリスク要因
・ 経済的に不安定な家庭 ・ 親族や地域社会から孤立した家庭 ・ 未婚を含むひとり親家庭 ・ 子連れの新婚家庭 ・ 内縁者や同居人がいる家庭 ・ 転居を繰り返す家庭 ・ 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し ・ 夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭 など
4 その他虐待のリスクが高いと想定される場合
・ 妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診 ・ 飛び込み出産、医師や助産師の立会いがない自宅等での出産 ・ きょうだいへの虐待歴 ・ 関係機関からの支援の拒否 など

子ども虐待の程度と対応

子どもとの関わりについて、虐待により生命に危険がある最重度（特Aランク）から適切な関わり方ができているものまでを以下のように区分しています。

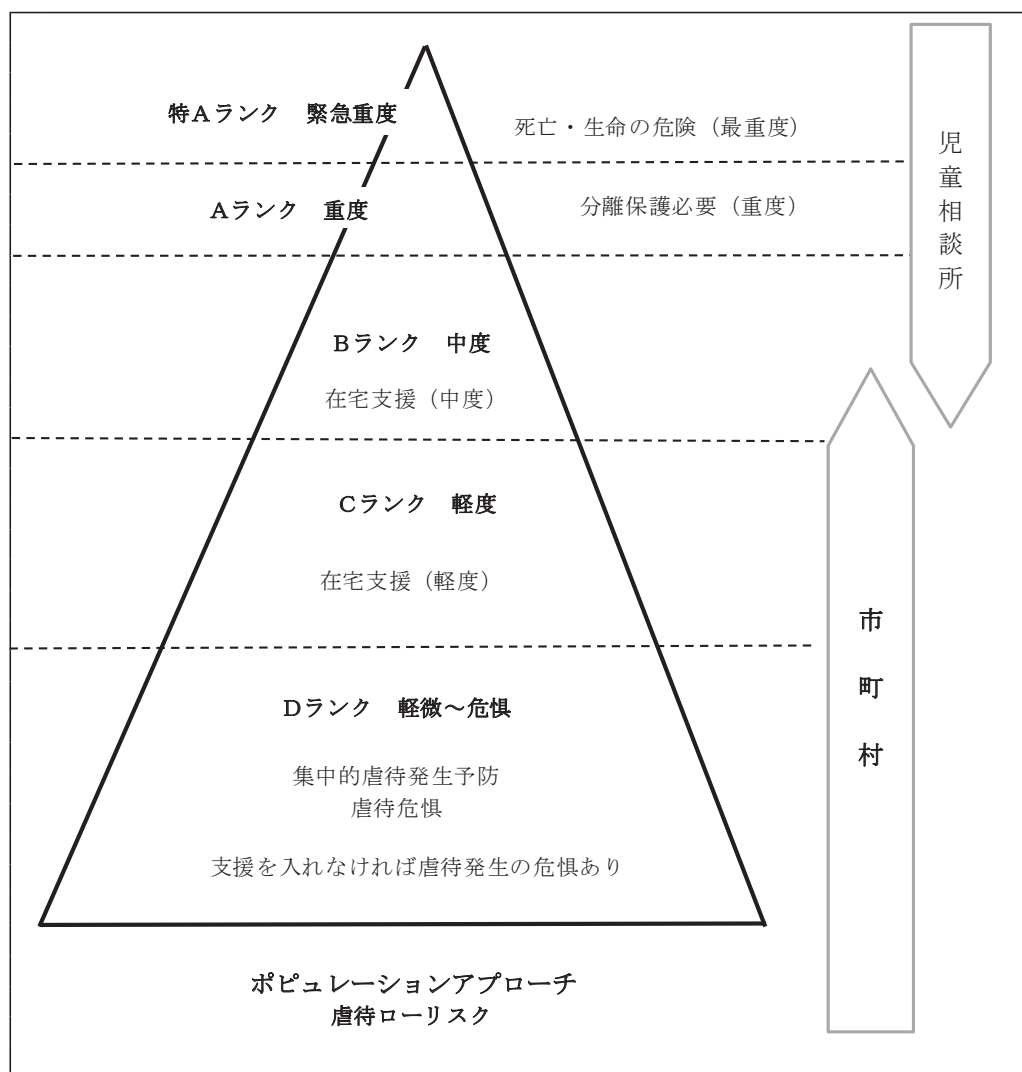
児童虐待ケースのリスクランクと主担当機関

下の図は、児童虐待ケースを生命に危険のある最重度（特Aランク）から虐待ローリスクまでを区分したものです。虐待のランクは、重篤な順に特Aランク・Aランク・Bランク・Cランクになります。件数は、虐待のランクが上がっていくにしたがって少なくなります。

リスクの高いものは、専門的な支援を行う児童相談所が主担当機関となり、リスクの低いものは、身近な場所で継続的に支援を行う市町村が主担当機関となります。

高知県では、原則的に中度以上（リスクランクA・B）を児童相談所が担い、市町村は軽度以下（リスクランクC・D）を担うこととしています。なお、虐待のランクは、あくまでも目安であり、明確に線引きができるというものではありません。

児童虐待の程度は、家庭のおかれている状況が変化すれば大きく変わることがあります。そのためには、情報共有によるリスクの把握や定期的な進行管理が必要になります。



【初回】

ケース番号	—		評価日	年 月 日	記入者				
児童氏名	男 ・ 女 （ 歳 ヲ月 ）								
虐待の種類	(主◎ 副○) 身体 ・ ネグレクト ・ 心理 ・ 性的								
虐待者と 具体行為	虐待者		行為と頻度		アセスメント 評価				
虐待・傷の程度		摘 要 (以下にに応じてチェック)				重度	中度	軽度	不明
		重度＝要治療、中度＝慢性の症等、軽度＝痕が残らない							
大項目	番号	小 項 目	摘 要 (以下があれば該当)		該当	やや	非該当	不明	
虐待態様	※1	虐待の継続	常習・何日も放置等 頻度が少ないのは「やや」						
	※2	虐待歴の有無	入院歴・施設歴・(早期の親子分離) 不審な説明は「やや」						
	※3	性的虐待	疑いでも該当						
通告元	※4	関係機関	警察・医療機関からの通告は該当						
子ども	5	身体的状態	(発達)障害・発育不全・アレルギー等 理由不明の腹痛等は「やや」						
	※6	精神状態	不安・うつ・攻撃的・暗い表情等 場合によりは「やや」						
	7	日常監護欠	監護なし 不潔・医療放置等。部分的なら「やや」						
	8	問題行動	暴力・盗み・家出・自傷・徘徊・怠学等 時々なら「やや」						
	※9	意思・気持ち	親を嫌う・おびえ・帰りがらない・アンビバレンツ等						
虐待親	※10	精神的状態	不安定・うつ・精神科通院服薬(疑いがある場合も)等						
	11	性格的問題	攻撃的・未熟・衝動的・偏り・依存等						
	※12	アルコール等	依存・薬物乱用の疑い等						
	13	被虐待歴	親の被虐待歴・施設入所歴・親に愛されなかった思い等						
	14	子への感情	不安定・子ども嫌い・無関心・望まない妊娠・過干渉・依存						
養育態勢	※15	虐待自覚	自覚なし・体罰容認等 親が過ぎたと認める場合「やや」						
	※16	養育能力	意欲なし・知的障害等 飲酒等で不適切な場合は「やや」						
	17	養育知識	知識不足・不適切な知識等 情報過多で過干渉は「やや」						
家族環境	※18	社会的支援	孤立的・親族の対立や過干渉等 非常時の支援は「やや」						
	※19	夫婦問題	夫婦不和・DV・家出・別居・未婚・(再婚・内縁)・中絶						
	20	経済問題	借金・生活苦・失業・転職・多子・計画性の欠如等						
	21	生活環境	ゴミ屋敷、ペット多頭飼育等不衛生・安全確保の配慮がない等						
支援者との関係	※22	協力態度	拒否・接触困難等。接触可だが非協力的な場合は「やや」						
	23	援助効果	調整・改善が期待できない等 時々効果がある場合「やや」						
守る人	※24	子を守る人	日常的にいない場合該当						

各欄の該当点数

--	--	--

る場合(可能)

生命・重度		生命の危険がある。健康や成長に重大な影響を与える場合(可能性も含む)	該当12点以上	A
中度	重	治療を要しない外傷等。長期的には大きな課題が残ると危惧されるもので、外部からの介入がないと改善の見込みがないもの	保護も視野に集中支援実施	B
	軽		該当7～11点	
軽 度		暴力等が存在するが、一時的で一定の統制下にある場合	具体的な在宅支援実施	C
虐待危惧		「虐待しそう」などと訴える場合 近い将来虐待リスクが高まる心配があるもの	該当6点以下 虐待予防の支援実施	D

* 2回目以降の各項目チェックは前回からの変化を中心に把握する

- | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|--|
| 01 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 100 | 101 | 102 | 103 | 104 | 105 | 106 | 107 | 108 | 109 | 110 | 111 | 112 | 113 | 114 | 115 | 116 | 117 | 118 | 119 | 120 | 121 | 122 | 123 | 124 | 125 | 126 | 127 | 128 | 129 | 130 | 131 | 132 | 133 | 134 | 135 | 136 | 137 | 138 | 139 | 140 | 141 | 142 | 143 | 144 | 145 | 146 | 147 | 148 | 149 | 150 | 151 | 152 | 153 | 154 | 155 | 156 | 157 | 158 | 159 | 160 | 161 | 162 | 163 | 164 | 165 | 166 | 167 | 168 | 169 | 170 | 171 | 172 | 173 | 174 | 175 | 176 | 177 | 178 | 179 | 180 | 181 | 182 | 183 | 184 | 185 | 186 | 187 | 188 | 189 | 190 | 191 | 192 | 193 | 194 | 195 | 196 | 197 | 198 | 199 | 200 | 201 | 202 | 203 | 204 | 205 | 206 | 207 | 208 | 209 | 210 | 211 | 212 | 213 | 214 | 215 | 216 | 217 | 218 | 219 | 220 | 221 | 222 | 223 | 224 | 225 | 226 | 227 | 228 | 229 | 230 | 231 | 232 | 233 | 234 | 235 | 236 | 237 | 238 | 239 | 240 | 241 | 242 | 243 | 244 | 245 | 246 | 247 | 248 | 249 | 250 | 251 | 252 | 253 | 254 | 255 | 256 | 257 | 258 | 259 | 260 | 261 | 262 | 263 | 264 | 265 | 266 | 267 | 268 | 269 | 270 | 271 | 272 | 273 | 274 | 275 | 276 | 277 | 278 | 279 | 280 | 281 | 282 | 283 | 284 | 285 | 286 | 287 | 288 | 289 | 290 | 291 | 292 | 293 | 294 | 295 | 296 | 297 | 298 | 299 | 300 | 301 | 302 | 303 | 304 | 305 | 306 | 307 | 308 | 309 | 310 | 311 | 312 | 313 | 314 | 315 | 316 | 317 | 318 | 319 | 320 | 321 | 322 | 323 | 324 | 325 | 326 | 327 | 328 | 329 | 330 | 331 | 332 | 333 | 334 | 335 | 336 | 337 | 338 | 339 | 340 | 341 | 342 | 343 | 344 | 345 | 346 | 347 | 348 | 349 | 350 | 351 | 352 | 353 | 354 | 355 | 356 | 357 | 358 | 359 | 360 | 361 | 362 | 363 | 364 | 365 | 366 | 367 | 368 | 369 | 370 | 371 | 372 | 373 | 374 | 375 | 376 | 377 | 378 | 379 | 380 | 381 | 382 | 383 | 384 | 385 | 386 | 387 | 388 | 389 | 390 | 391 | 392 | 393 | 394 | 395 | 396 | 397 | 398 | 399 | 400 | 401 | 402 | 403 | 404 | 405 | 406 | 407 | 408 | 409 | 410 | 411 | 412 | 413 | 414 | 415 | 416 | 417 | 418 | 419 | 420 | 421 | 422 | 423 | 424 | 425 | 426 | 427 | 428 | 429 | 430 | 431 | 432 | 433 | 434 | 435 | 436 | 437 | 438 | 439 | 440 | 441 | 442 | 443 | 444 | 445 | 446 | 447 | 448 | 449 | 450 | 451 | 452 | 453 | 454 | 455 | 456 | 457 | 458 | 459 | 460 | 461 | 462 | 463 | 464 | 465 | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|--|

施設一覧

(R6.4.1現在)

施 設 名	〒	所 在 地	TEL	FAX
○乳児院				
高知聖園ベビーホーム	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1990	088-872-9336
○児童養護施設				
高知聖園天使園	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1996	088-822-3845
子供の家	780-0054	高知市相生町2-8	088-882-0826	088-884-0120
愛仁園	781-5101	高知市布師田1711	088-845-1003	088-845-1099
南海少年寮	781-0112	高知市仁井田845-5	088-847-0631	088-847-0879
愛童園	781-5603	香南市夜須町西山1319-1	0887-54-2730	0887-54-3160
博愛園	782-0024	香美市土佐山田町神通寺375-1	0887-53-2510	0887-53-2628
さくら園	789-1201	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-22-1236	0889-22-1331
若草園	787-0155	四万十市下田2211	0880-33-0247	0880-33-0518
○児童心理治療施設				
さくらの森学園	789-1201	高岡郡佐川町甲1115-3	0889-22-4333	0889-22-4332
○児童自立支援施設				
希望が丘学園	783-0043	南国市岡豊町小蓮720	088-866-2069	088-866-0649
○障害児入所施設				
南海学園	783-0005	南国市大桶乙2288	088-864-2221	088-864-1789
わかぎ寮	781-1154	土佐市新居2798-6	088-856-1166	088-856-1905
わかふじ寮	787-0010	四万十市古津賀1801-1	0880-35-4092	0880-35-4091
土佐希望の家 医療福祉センター	783-0022	南国市小籠107	088-863-2131	088-863-2133
幡多希望の家 医療福祉センター	788-0782	宿毛市平田町中山867	0880-66-2212	0880-66-2215
独立行政法人国立病院機構 高知病院	780-8077	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664
○自立援助ホーム				
南風	781-0252	高知市瀬戸東町2丁目284	088-842-7378	088-842-7378
サザンカ	781-5103	高知市大津甲99-4	088-881-4590	088-881-4731
○子どもシェルター				
子どもシェルターおるき	非公開	非公開	—	—

施 設 名	〒	所 在 地	TEL	FAX
○ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）				
おふし	780-0982	高知市東久万37-3	088-824-3673	088-803-8363
うしろがわ 後川	787-1107	四万十市岩田132-1	0880-34-7548	0880-34-9016
Felice（フェリチー）	784-0043	安芸市川北甲4918-6	0887-35-2183	0887-35-2183
わお	780-8064	高知市朝倉丁344-1	088-840-3980	088-840-3980
どいけ 土居家	782-0051	香美市土佐山田町楠目1027-3	090-2897-1904	—
○その他				
児童家庭支援センター ひだまり	789-1201	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-20-0203	0889-22-1331
児童家庭支援センター 高知みその	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-6488	088-856-9995
児童家庭支援センター 高知ふれんど	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-803-5550	088-803-5770
児童家庭支援センター ぶらうらんど	781-6410	安芸郡田野町字上ノ岡4462-58	0887-37-9915	0887-37-9916
児童家庭支援センター わかくさ	787-0008	四万十市安並850-2	0880-31-0311	0880-31-0312
児童家庭支援センター あいどう（R6.7.1～）	781-5603	香南市夜須町西山1319-1	0887-50-5730	0887-54-3160
里親家庭サポートセンター 結いの実	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1012	088-875-6750
社会的養護自立支援拠点 事業所 にじいろステーション	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-802-7208	088-803-5770

子ども・家庭の相談や児童虐待に関する相談は、市町村の子ども家庭相談窓口で受け付けています。（相談窓口は、51ページに記載）

児童相談所では、子どもに関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じています。

- ◆家庭での養育が困難な子どもに関する相談
- ◆児童虐待に関する相談

- ◆子どもの問題行動に関する相談
- ◆里親制度に関する相談 など

☆電話相談『子どもと家庭の110番』

088-872-0099

受付：9:00～18:00（年末年始を除く）

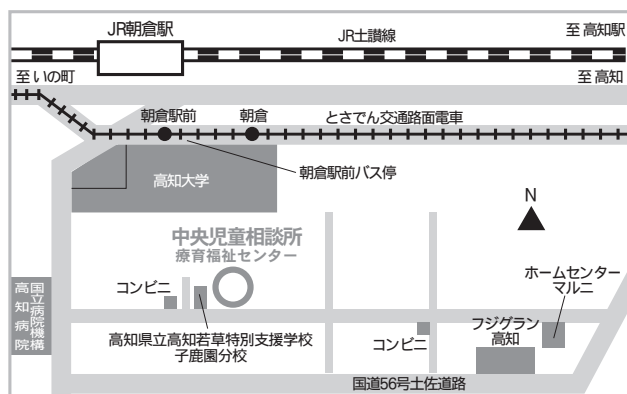
児童家庭支援センター高知みその
〒780-0062 高知市新本町1丁目7-30

高知県中央児童相談所

〒780-8081 高知市若草町10-5

TEL 088-821-6700

FAX 088-821-9005



【交通のご案内】

バス：看護学院前又は高知病院前下車、徒歩約7分
JR：朝倉駅からタクシーで約7分、徒歩約20分
路面電車：朝倉駅前からタクシーで約7分
朝倉駅前から徒歩約20分
車：駐車場があります。

高知県幡多児童相談所

〒787-0050 四万十市渡川1-6-21

TEL 0880-37-3159

FAX 0880-37-3205



【交通のご案内】

バス：清水・足摺方面「渡川」バス停下車
宿毛・片島方面「具同」バス停下車
車：駐車場があります。

月曜～金曜（年末年始・祝日を除く） 8:30～17:15

※緊急の場合を除き、電話での予約が必要となります。

